

64-254



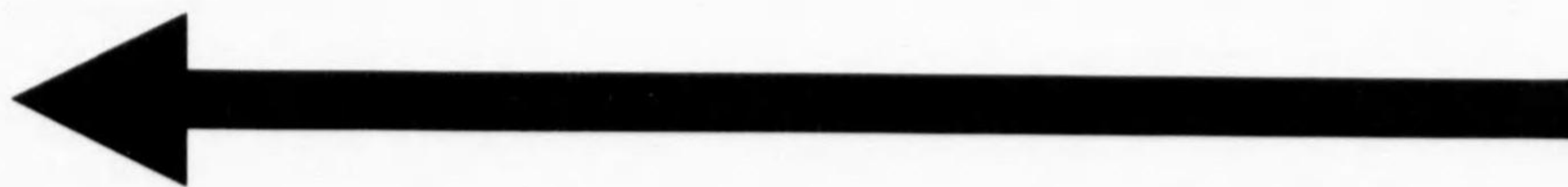
1200501278115

64

54



始



5Y 92



木石孝允文書 第一



例言

一 木戸孝允の維新史上に於ける地位と明治年間に於ける國家的貢獻とは今茲に縷々を要せず。本會曩きに大久保利通日記二冊大久保利通文書十冊と岩倉具視文書二冊を刊行せしが、今茲に木戸孝允文書第一冊を刊行し得たるは會員諸彦と共に、誠に同慶に堪へず。

一 本文書はかつて木戸公傳記編纂所に於て、松菊木戸公傳を編纂せられし際、數年の歲月と多額の費用と非常の努力とを以て、天下に公の文書を採訪せられ、謄寫収録千八百餘通に及びしものと、前に木戸公傳記編纂所

例言



主任たりし現公爵毛利家編纂所員妻木忠太氏が同編纂所閉鎖後自から蒐集したる文書との内、嘉永五年以降文久三年に至るものを第一冊として收めたるものなり。

一掲載の形式は文書を年月日順に整理し、年期不明のものには内容を考究して略年月日を推定して収録し、月不明の分は年末に併せたるものにして、此等は一に前記妻木忠太氏の努力研究に俟ちしものにして、厚く同氏に謝するものなり。その草案類に至つては添書は此を傍書し、削字は左側に——を附して努めて原文書の形式を存したれとも印刷上不得止遺憾の點尠なからさ

るは本會の憾とする所なり。尙文書年月日に就きて疑問あるものは巻首附載の目次を参照せられたし。

一文書中特に註釋を要するものは妻木忠太氏に囑して文末并ひに欄外に於て註記を請へり、本書中括弧内六號活字を以てせるもの即ち是なり。

一文書は多く木戸孝允の自筆なれとも、然らざるもの、中明確なるものは妻木氏特に筆者を推記し又連署にして木戸孝允の自筆にあらざるものも其旨を注して本書に收めたり。

一本書刊行に當り本會は其出版を承諾せられたる木戸公傳記編纂所に謝意を表すると共に妻木忠太氏が特

に出版につきて努力を惜まれざりし厚意を厚く感謝するものなり。

昭和四年十二月

日本史籍協會

木戸孝允文書第一

目次

卷一 自嘉永五年至萬延元年

- 一組頭宛書翰 (嘉永五年九月二十三日)
- 一粟屋彦太郎宛書翰 (安政元年正月七日)
- 一和田文讓宛書翰 (安政元年三月十五日)
- 一秋良敦之助宛書翰 (安政元年六月十日)
- 一家僕友藏宛書翰 (安政元年十月八日)
- 一山縣彌八宛書翰 (安政元年十月十四日)
- 一齋藤塾當時の建白書 (安政元年)
- 一秋良敦之助宛書翰 (安政元年)
- 一同 上 (安政二年四月二十六日)
- 一吉田矩方宛書翰 (安政二年五月二十八日)
- 一吉田松陰宛書翰草案 (安政二年七月)
- 一吉田松陰宛書翰 (安政二年十一月十八日)

一頁 一 三 三 三 六 八 一〇 二 二 四 四 七 七 七

- 一佐伯丹下宛書翰 (安政三年二月十八日) 二五
- 一土屋矢之助宛書翰 (安政三年七月二十八日) 二六
- 一岡義右衛門宛書翰 (安政三年十二月二十九日) 二八
- 一同 上及同人より木戸孝允宛返書 安政三年十二月晦日 二九
- 一佐伯建士宛書翰及同人より木戸孝允返書「裏書」 (安政四年閏五月二日) 三〇
- 一佐伯建士宛書翰 (安政四年六月) 三一
- 一土屋矢之助宛書翰 (安政四年七月二十七日) 三一
- 一周布政之助宛書翰 (安政四年十一月二十三日) 三三
- 一書翰(宛名、署名缺) (安政四年十二月) 三六
- 一船越清藏宛書翰 (安政五年二月四日) 三七
- 一周布政之助宛書翰及同人より木戸孝允宛返書「裏書」 (安政五年四月八日) 三八
- 一高遠藩某宛書翰草案 (安政五年五月二十六日) 三九
- 一來島又兵衛宛書翰 (安政五年六月四日) 四〇
- 一來原良藏宛書翰 (安政五年六月十九日) 四二

一 清岡公張宛書翰 (安政五年七月二十八日)	四二	一 柿並市太宛書翰 (安政六年十月二十日)	六二
一 山縣右平外三名宛書翰及十一月十一日附木戸孝允宛同上返書「裏書」 (安政五年八月二十八日)	四四	一 友人宛書翰草案の斷片 (安政六年十月)	六二
一 白井小平太外十七名宛書翰 (安政五年九月)	四五	一 桂小五郎外三名連署、白井小平太外四名宛書翰及安政七年正月七日附同上に對する返書「裏書」 (安政六年十二月十六日)	六三
一 梅地央宛書翰 (安政五年十一月四日)	四七	一 友人宛書翰草案の斷片 (安政六年)	六五
一同 上 (安政五年十一月十五日)	四七	一同 上 (安政六年八月)	六五
一 宍戸平五郎宛書翰 (安政五年十二月十七日)	四八	一 波多野藤兵衛宛書翰 (安政六年「月未詳」仲九)	六六
一 清水貞之丞外三名宛書翰 (安政六年正月三日)	四九	一 來島又兵衛宛書翰 (安政六年「月日缺」)	六七
一 來島又兵衛宛書翰 (安政六年正月七日)	五〇	一 岡義右衛門宛書翰 (安政年間「月未詳」二十一晩)	六七
一 梅地央宛書翰 (安政六年四月三日)	五三	一 來島又兵衛宛書翰 (萬延元年正月十二日)	六八
一 馬屋原右兵衛宛書翰及同人より木戸孝允宛返書「裏書」 (安政六年四月三日)	五五	一 來島又兵衛宛書翰 (萬延元年正月二十四日)	七三
一 宍戸平五郎宛書翰 (安政六年五月七日)	五五	一 來島龜之進外四名宛書翰 (萬延元年二月二十日)	七五
一 桂小五郎外二名連署、植木五郎右衛門波多野新藏兩名宛書翰 (安政六年九月十七日)	五七	一 來原良藏宛書翰 (萬延元年三月一日)	七七
一 來島又兵衛宛書翰 (安政六年十月十九日)	五八	一 來原良藏宛書翰及同人より木戸孝允宛返書「裏書」 (萬延元年三月十九日)	七八
一同僚宛報告書草案 (安政六年十月)	六〇	一 佐世八十郎、岡部富太郎兩名宛書翰 (萬延元年三月十日)	七九

一 來島又兵衛宛書翰 (萬延元年三月二十四日)	八二	一 周布政之助宛書翰及十二月廿四日附周布よりの答書「裏書」 (萬延元年十一月三十日)	九四
一同 上 (萬延元年同日)	八三	一 來原良藏宛書翰 (萬延元年十一月三十日)	九九
一 浦鞆負家臣忠右衛門宛書翰 (萬延元年閏三月九日)	八三	一 來島又兵衛宛書翰及同人より木戸孝允宛答書「裏書」 (萬延元年八月二十二日)	一〇五
一 尾寺新之允宛書翰 (萬延元年閏三月十日)	八五	一 來島龜之進宛書翰 (萬延元年「月未詳」二十六日)	一〇六
一 小幡彦七宛書翰及同人より木戸孝允宛答書「裏書」 (萬延元年四月二十四日)	八五	一 長藩政府要路に宛たる建言書草案 (萬延元年「月日缺」)	一〇七
一 佐世八十郎、岡部富太郎兩名宛書翰 (萬延元年五月十七日)	八六	一 劔槍稽古手當等に關する覺書 (萬延元年)	一一〇
一 來島又兵衛宛書翰及同人より木戸孝允宛返書「裏書」 (萬延元年五月十八日)	八八	卷 一一 自文久元年 至文久二年	
一 來島又兵衛、宛内藤左兵衛宛書翰 (萬延元年七月二十三日)	八九	一 北條瀨兵衛外二名宛書翰 (文久元年二月十九日)	一一三
一 血盟書(越惣太郎外三名宛)桂小五郎松島剛藏連署 (萬延元年八月)	九〇	一 來原良藏宛書翰 (文久元年二月三十日)	一一四
一 大和彌八郎宛書翰及同人より木戸孝允宛返書「裏書」 (萬延元年九月十八日)	九二	一 來島又兵衛宛書翰「末尾缺」 (文久元年二月)	一一六
一 來原良藏宛書翰 (萬延元年九月二十日)	九三	一同 上 (文久元年三月五日)	一一八
		一 來原良藏宛書翰 (文久元年三月五日)	一二〇
		一 村田藏六宛書翰 (文久元年三月二十日)	一二二

一 來島又兵衛宛書翰 (文久元年三月、月日缺)	一三三	一 周布政之助宛書翰 (文久元年九月三日)	一四三
一 來原良藏宛書翰 (文久元年三月二十四日)	一三二	一 樺山三圓宛書翰 (文久元年九月十日)	一四二
一 宍戸九郎兵衛宛書翰 (文久元年三月二日)	一三一	一同 上 (文久元年九月十六日)	一四一
一 樺山三圓宛書翰 (文久元年四月三日)	一三〇	一 奧平數馬宛書翰 (文久元年九月十六日)	一四〇
一同 上 (文久元年四月十四日)	一二九	一 樺山三圓宛書翰 (文久元年九月二十日)	一三九
一 江渚五郎宛書翰 (文久元年五月十日)	一二八	一 周布政之助宛書翰 (文久元年九月二十七日)	一三八
一 來島又兵衛宛書翰 (文久元年五月二十二日)	一二七	一 周布政之助宛書翰 (文久元年十月二十七日)	一三七
一 樺山三圓宛書翰 (文久元年五月二十七日)	一二六	一 奧平數馬宛書翰 (文久元年、月日、初七)	一三六
一 友人宛書翰の斷片 (文久元年五月頃)	一二五	一 某宛書翰「宛書署名缺」 (文久二年二月五日)	一三五
一 知人宛書翰の草案 (文久元年五月頃)	一二四	一 來島又兵衛宛書翰 (文久二年二月二十七日)	一三四
一 來島又兵衛宛書翰「月日宛署名名缺」 (文久元年五月頃)	一二三	一 有馬彦兵衛宛書翰 (文久二年四月二十一日)	一三三
一 來原良藏宛書翰 (文久元年六月十一日)	一二二	一 中根勲負宛書翰「宛名缺」 (文久二年五月十日)	一三二
一 周布政之助宛書翰 (文久元年六月十一日)	一二一	一 久坂義助宛書翰 (文久二年五月十七日)	一三一
一 京橋櫻屋宿泊中の某宛書翰 (文久元年六月二十日)	一二〇	一 長藩府政員に贈れる書翰斷片「末尾欠」 (文久二年五月頃)	一三〇
一 小幡彦七宛書翰 (文久元年八月十日)	一一九	一 來島又兵衛宛書翰 (文久二年六月六日)	一二九
一 來島又兵衛宛書翰 (文久元年八月十七日)	一一八	一 木戸孝允村田次郎三郎連署、大島友之允樋口	一二八

謙之亮宛書翰 (文久二年六月十三日)	一六四	一 村田次郎三郎宛書翰 (文久二年八月二十一日)	一八七
一 前田孫右衛門宛書翰 (文久二年六月十三日)	一六三	一 京都在勤の同僚宛書翰 (文久二年八月十三日)	一八六
一 木戸孝允外二名連署前田孫右衛門外五名宛書翰 (文久二年六月二十二日)	一六二	一 兼重讓藏等宛書翰 (文久二年八月十三日)	一八五
一 長藩府政員に贈れる書翰 (文久二年七月十日)	一六一	一 桂小五郎外三連署宍戸九郎兵衛外三名宛書翰及八月二十日附桂小五郎山田亦介宛同返翰 (文久二年八月十三日)	一八四
一 久坂義助宛書翰 (文久二年七月十五日)	一六〇	一 兼重讓藏山田亦介宛書翰 (文久二年八月十三日)	一八三
一 來島又兵衛宛書翰 (文久二年七月十六日)	一五九	一 有馬彦兵衛宛書翰 (文久二年八月二十四日)	一八二
一同 上 (文久二年七月十六日)	一五八	一 久坂玄瑞宛書翰 (文久二年八月二十九日)	一八一
一同 上 (文久二年七月十六日)	一五七	一 來原良左衛門宛書翰 (文久二年八月晦日)	一八〇
一 中村九郎宛書翰 (文久二年七月二十一日)	一五六	一 桂小五郎外二名連署宍戸九郎兵衛外三名宛書翰 (文久二年閏八月四日)	一七九
一 桂小五郎中村九郎兵衛連署、中島市郎兵衛引田新左衛門宛書翰 (文久二年七月二十六日)	一五五	一時勢報告書草案 (文久三年閏八月五日)	一七八
一 桂小五郎外三名連署兼重讓藏宛書翰 (文久二年八月三日)	一五四	一 木戸孝允外二名連署宍戸九郎兵衛外四名宛書翰 (文久二年閏八月十三日)	一七六
一 桂小五郎外四名連署來島又兵衛宛書翰 (文久二年八月三日)	一五三	一 宍戸九郎兵衛外四名宛書翰 (文久二年閏八月十三日)	一七五
一 久坂玄瑞宛書翰 (文久二年八月十日)	一五二	一 江戸狀況報告書草案 (文久二年閏八月)	一七四

- 一 大島友之允外二名宛書翰 (文久二年閏八月二十五日) 二三四
- 一 前田孫右衛門宛書翰 (文久二年閏八月二十七日) 二三五
- 一 大島友之允外二名宛書翰 (文久二年九月一日) 二三七
- 一同 上 (文久二年九月七日) 二七六
- 一 周布政之助宛書翰及同人よりの答書「裏書」 (文久二年九月十二日) 二七九
- 一 桂小五郎外三名連署、中島市郎兵衛引田新左衛門宛書翰 (文久二年九月十六日) 二八二
- 一 大島友之允宛書翰 (文久二年九月二十一日) 二八三
- 一 大島友之允外二名宛書翰 (文久二年九月二十一日) 二八三
- 一同 上 (文久二年九月二十五日) 二八四
- 一 大島友之允樋口謙之亮宛書翰 (文久二年十月二日) 二八五
- 一 大島友之允外二名宛書翰 (文久二年十月二日) 二八七
- 一同 上 (文久二年十月七日) 二八七
- 一 周布政之助等に贈れる書翰の草案 (文久二年十月十五日) 二八八
- 一同 上本書 (文久二年十月十六日) 二九二

- 一 山田宇右衛門宛書翰及同人よりの返書「裏書」 (文久二年十月十八日) 二四七
- 一 久坂玄瑞宛書翰 (文久二年十月十八日) 二四八
- 一 桂小五郎佐々木男也連署、前田孫右衛門外四名宛書翰 (文久二年十一月朔日) 二四八
- 一 宍戸九郎兵衛宛書翰 (文久二年十一月一日) 二五三
- 一 小場源介宛書翰 (文久二年十一月二日) 二五五
- 一 大島友之允外二名宛書翰 (文久二年十一月一日) 二五六
- 一 某宛報告書「宛名缺」 (文久二年十一月三日) 二五七
- 一 平田大江宛書翰 (文久二年十一月六日) 二六〇
- 一 有馬彦兵衛宛書翰 (文久二年十一月七日) 二六一
- 一 多田莊藏宛書翰 (文久二年十一月八日) 二六二
- 一 宍戸九郎兵衛山田宇右衛門宛書翰及宍戸より返書「裏書」 (文久二年十一月十一日) 二六二
- 一 宍戸九郎兵衛宛書翰及同人よりの返書「裏書」 (文久二年十一月十三日) 二六四
- 一 山田宇右衛門宛書翰 (文久二年十一月十五日) 二六五

卷三 文久三年

- 一 來島又兵衛宛書翰 (文久二年十一月十七日) 二六五
- 一 中村九郎宛書翰 (文久二年十一月二十六日) 二六六
- 一 桂小五郎外三名連署周布政之助中村九郎宛書翰 (文久二年十一月) 二六六
- 一 建言書 (文久二年十一月) 二七〇
- 一 大島友之允宛書翰 (文久二年十二月四日) 二七四
- 一 對州藩某宛書翰 (文久二年十二月五日) 二七五
- 一 來島又兵衛宛書翰 (文久二年十二月十六日) 二七六
- 一 大島友之允多田莊藏宛書翰 (文久二年十二月八日) 二七七
- 一 木戸孝允來島又兵衛連署山田宇右衛門中村九郎宛書翰 (文久二年「月未詳」十二日) 二七八
- 一 大島友之允宛書翰 (文久二年十二月十四日) 二八三
- 一 中根鞆負宛書翰 (文久二年十二月十三日) 二八三
- 一 梶清次衛門宛書翰 (文久二年十二月二十三日) 二八四
- 一 來島龜之助宛書翰 (文久二年十二月二十九日) 二八五
- 一 松島剛藏宛書翰「宛名缺」 (文久二年十二月) 二八六
- 一 周布政之助宛書翰 (文久二年) 二九一

- 一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年正月) 二九三
- 一 毛利登人大和國之介宛書翰 (文久三年二月十三日) 二九三
- 一 來島又兵衛宛書翰 (文久三年二月二十日) 二九五
- 一 岡義右衛門宛書翰 (文久三年二月二十二日) 二九七
- 一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年三月二日) 二九七
- 一 久坂義助佐々木男也宛書翰 (文久三年三月七日) 二九九
- 一 木戸孝允外三名連署益田彈正宛書翰 (文久三年三月九日) 三〇〇
- 一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年三月十八日) 三〇〇
- 一 攝海防備に關する建言書「木戸孝允外十二名連署」 (文久三年三月二十二日) 三〇一
- 一 麻田公輔宛書翰 (文久三年三月二十六日) 三〇四
- 一 宍戸九郎兵衛外二名宛報告書 (文久三年三月二十六日) 三〇六
- 一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年三月二十九日) 三〇九

一 麻田公輔宛書翰草案の斷片 (文久三年三月)	三〇
一 桂小五郎外二名連署北條瀨兵衛佐久間佐兵衛宛書翰 (文久三年四月初日)	三一
一 木戸孝允外二名連署來島又兵衛宛書翰 (文久三年四月初日)	三二
一 麻田公輔村田次郎三郎宛書翰及同人等よりの返書「裏書」 (文久三年四月二日)	三三
一 波多野金吾宛書翰 (文久三年四月九日)	三三
一 麻田公輔宛書翰及同人よりの返書「裏書」 (文久三年四月十二日)	三四
一 波多野金吾宛書翰及同人より返書「裏書」 (文久三年四月十五日)	三四
一 麻田公輔宛書翰 (文久三年四月二十三日)	三五
一同 上 (同日)	三六
一同 上 (同日)	三六
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年四月二十四日)	三七
一 宍戸九郎兵衛外四名宛報告書 (文久三年四月廿五日)	三九
一 姊小路少將隨從者旅費等に關する報告書 (文久三年四月)	三二
一同 上 (同月)	三五
一 北條瀨兵衛宛覺書 (文久三年五月初日)	三六
一 桂小五郎外二名連署福原越後宛書翰 (文久三年五月二日)	三六
一 村田次郎三郎宛書翰 (同日)	三七
一 村田藏六宛書翰 (文久三年五月七日)	三八
一 桂小五郎村田次郎三郎連署宍戸九郎兵衛外七名宛書翰 (文久三年五月七日)	三〇
一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年五月十二日)	三三
一 三浦捨藏外三名宛書翰 (文久三年五月十六日)	三三
一 丹羽筑前介宛書翰 (文久三年五月二十日)	三四
一 高杉要人宛書翰 (文久三年五月二十四日)	三六
一 和田文景宛書翰 (文久三年五月二十五日)	三七
一 對州藩内野某宛 (文久三年五月二十五日)	三七
一 大島友之允樋口謙之亮宛書翰 (文久三年五月廿五日)	三八

一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年五月二十六日)	三九
一 桂小五郎村田次郎三郎連署、櫻井陽三宛書翰 (文久三年五月二十六日)	三九
一 佐世八十郎宛書翰 (文久三年五月廿七日)	四〇
一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年五月二十九日)	四三
一同 上 (同日)	四四
一 前田孫右衛門中村九郎宛書翰 (文久三年五月)	四四
一 勝麟太郎宛書翰 (文久三年五月二十九日)	四五
一 大島友之允宛書翰 (文久三年六月二日)	四七
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、長藩政府員に贈れる書翰 (文久三年六月二十九日)	四八
一 桂小五郎村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛外七名宛書翰及七月十二日同上に對する返書 (文久三年五月二十五日)	四九
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛宛書翰 (文久三年六月三日)	五一
一 村田藏六宛書翰 (文久三年六月四日)	五三
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛宛書翰 (文久三年六月四日)	五五
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、長藩政府に贈れる書翰 (文久三年六月六日)	五六
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、麻田公輔等宛報告書 (文久三年六月七日)	五八
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛等宛報告書 (文久三年六月七日)	五九
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛等宛書翰 (文久三年六月八日)	六〇
一 木戸孝允村田次郎三郎より長藩政府員に宛たる書翰 (文久三年六月九日)	六一
一同 上 (同日)	六三
一 木戸孝允村田次郎三郎連署、北條瀨兵衛宛書翰 (文久三年六月十二日)	六四
一 小田村文助宛書翰 (文久三年六月十三日)	六五
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年六月十五日)	六五

一 木戸孝允村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛報告書 (文久三年六月十六日)	三六六
一 前田孫右衛門宛書翰 (文久三年六月十八日)	三六七
一 前田孫右衛門、周布政之助宛書翰 (同日)	三六七
一 桂小五郎村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛外六名宛書翰 (文久三年六月十八日)	三六九
一 桂小五郎村田次郎三郎連署、宍戸九郎兵衛外八名宛書翰 (文久三年六月十九日)	三七〇
一 平川波門下國の報告書 (文久三年六月十九日)	三七二
一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年六月十九日)	三七三
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年六月三十日)	三七三
一 北條瀨兵衛宛書翰 (文久三年六月二十四日)	三七五
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年六月二十四日)	三七六
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年六月二十四日)	三七七
一 桂小五郎外二名連署、宍戸九郎兵衛外七名宛書翰 (文久三年六月二十七日)	三七九
一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年六月二十七日)	三八一
一 池尻茂四郎宛書翰 (文久三年六月)	三八二
一 桂小五郎外二名連署、波多野藤兵衛宛書翰 (文久三年七月二日)	三八二
一 覺(銃器等に關するもの) (文久三年六月)	三八三
一 桂小五郎外二名連署、宍戸九郎兵衛外八名宛書翰 (文久三年七月七日)	三八五
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年七月十一日)	三八八
一 大島友之允宛書翰 (文久三年七月十一日)	三八八
一 佐々木男也寺島忠三郎宛書翰 (文久三年七月十七日)	三八九
一 同 上 (文久三年七月十九日)	三九〇
一 桂小五郎中村九郎連署、波多野藤兵衛宛書翰及同伴に關し與平數馬福原與三兵衛連名答書 (文久三年七月二十日)	三九一
一 久坂義助宛書翰 (文久三年七月二十一日)	三九二
一 同 上 (文久三年七月二十二日)	三九三
一 大島友之允宛書翰宛署名缺 (文久三年七月二十三日)	三九三

一 木戸孝允中村九郎連署、麻田公輔等宛書翰 (文久三年七月十八日)	三九四
一 桂小五郎外三名連署、宍戸九郎兵衛中村誠一宛書翰 (文久三年七月二十四日)	三九五
一 中村九郎宛書翰及同人よりの返書 (文久三年七月頃)	三九七
一 桂小五郎外二名連署、宍戸九郎兵衛等宛書翰 (文久三年七月)	三九八
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年八月五日)	四〇〇
一 來島又兵衛宛書翰 (文久三年八月七日)	四〇〇
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年八月九日)	四〇一
一 同 上 (文久三年八月十三日)	四〇二
一 來島又兵衛宛書翰及同人よりの返書 (文久三年八月十三日)	四〇三
一 來島又兵衛宛書翰 (文久三年八月十五日)	四〇五
一 同 上 (文久三年八月十七日)	四〇六
一 寺島忠三郎宛書翰 (文久三年八月二十五日)	四〇七
一 村田次郎三郎宛書翰 (文久三年九月四日)	四〇九
一 住谷寅之助宛書翰 (文久三年九月九日)	四一一
一 久坂義助宛書翰 (文久三年九月十日)	四一二
一 小河彌右衛門宛書翰 (文久三年九月十三日)	四一三
一 同 上 (文久三年九月十六日)	四一四
一 小河彌右衛門宛書翰 (文久三年九月十七日)	四一五
一 直目付役拜辭の書 (文久三年十月三日)	四一八
一 與平數馬宛書翰 (文久三年十月四日)	四一九
一 麻田公輔宛書翰及同人よりの返書 (文久三年十月十日)	四二〇
一 久坂義助宛書翰 (文久三年十月十四日)	四二二
一 同 上 (文久三年十月十四日)	四二三
一 岡義右衛門宛書翰 (文久三年十月十四日)	四二三
一 大和國之助宛書翰 (文久三年十月十六日)	四三二
一 岡義右衛門宛書翰 (文久三年十月二十四日)	四三四
一 毛利登人檜崎彌八郎宛書翰 (文久三年十月廿四日)	四三五
一 岡義右衛門宛書翰及同人よりの返書 (文久三年十月廿日)	四三六

一 竹内正兵衛宛書翰及同人よりの返書 (文久三年十月二十五日) 四二六

一 前田孫右衛門大和國之助宛書翰 (文久三年十一月八日) 四二七

一 岡義右衛門宛書翰 (文久三年十一月十三日) 四二八

一 北條瀨兵衛宛書翰 (文久三年十一月二十六日) 四二九

一 高杉晋作宛書翰 (文久年間十二月一日) 四三一

一 大和國之助宛書翰 (文久三年十二月十日) 四三二

一 同 上 (文久三年十二月十一日) 四三三

一 岡義右衛門宛書翰 (文久三年十二月十八日) 四三三

一 大島友之允宛書翰 (文久三年十二月二十日) 四三三

一 岡義右衛門宛書翰「宛名、署名缺」 (文久三年十二月二十日) 四三七

○目次ハ讀者ノ便ニ供スル爲メ本會ニ於テ匆卒起稿セシモノナリ。

木戸孝允文書

卷一

自嘉永五年
至萬延元年

木戸孝允文書卷一

木戸孝允文書卷一

自嘉永五年
至萬延元年

申上候事

（齋藤彌九郎は江戸の
劍客齋藤彌
九郎なり）

私儀劍術爲稽古自力を以江戸罷登齋藤彌九郎方に入門仕彼方入込修行仕
度奉存候間當秋出足月より往來彼地滯留共十二月之御暇被差免被下候様
奉願候此段御老中様は宜様被仰上可被下候奉願候以上

桂 小五郎判

組頭殿

（長藩馬廻格の士を大組といふ、後之を八組に分ちて八組の士とも
稱し各組に組頭役を置く、茲に組頭殿とあるは即ち組頭役なり。）

新禧萬福先以

列宮倍御機嫌克被遊御超歲恐悅至極奉存候將又貴兄彌御壯榮に被成御越

木戸孝允文書卷一（嘉永五年九月）

年奉大賀候二に僕無異且々迎陽仕候間乍憚御放意可被下候先は年頭御祝詞申上度奉呈候余期春風永日辰候 恐惶謹言

正月七日

小五郎

孝 允花押

尙々大に御無沙汰申上奉恐懼候時に貴兄には不相替御勉強と奉存候御地いかゝに御座候哉少々は開け候萌も有之候哉實に鹽谷が歩操軌範の序に書し候通時と勢に世人氣の付不申候は幾應も殘慨之至に御座候審彼之情勢知可畏る不可怖者是讀書人之任也と何分にも御周旋是祈處候且近頃夷情態も格別悉敷知れも不申候然し不遠いつれ渡來可仕と存居申候昨年測量願之儀御未半途に御座候其中御地近來の勢御序之節御聞せ可被遣候先は早々拜

彦太郎様拜呈

(封筒に粟屋彦太郎様とあり)

(江川は江川太郎左衛門なり)

彌 御壯榮奉賀候借は過日粗御嘶申上置候因藩粟や源三郎と申候人江川君に御門入仕度所存是迄度々僕迄相段申入候得とも兎角例の隨儒に延引致候一偏に僕の罪に御座候事により候と五月時分には歸省仕候かも難量候得とも何卒其迄之處一入御作興被遣候様奉願上候志願相届候得は又々出府仕幾久しく御高誠を可奉蒙候兎も角も御引廻し奉願候其中拜眉悉細は可申上候先は爲其頓首九拜

三月十五日

尙々丸に御頼申上候間不都合無之様御懸引被遣候様千々萬々奉願候拜

讓 兄拜呈

小五郎

(讓兄は義兄和田文讓なり)

梅雨之時節愈以 御邸御勇壯に可被爲渡と恐賀不斜奉存候將又 老臺愈御清壯に日夜御勉強と奉欣然候二に僕無異且々消光仕候間乍憚御放意可被下候借え魯西亞風聞も頻りに御座候得共未其實は知れ不申候然し疆界

一件も有之申候得はいつれ不遠に渡來仕候と相待申候下田又不穩事斗實に不堪憤怒候有説に寺と云俗と云いつれか者知れ不申候得共夷人五六疋とか無理に陸宿いたし候様子然處奉行より將船のか様之儀以後無之様申達候處彼答に以後歩卒共へ悉細可申聞乍然早兩國睦和之事に御座候得は少しは公然に見被下候様申候と申事に御座候又夷一疋上陸いたしある民家の到候處主人留守に婦人獨り内居候處無法に及姦淫掛然處に主人歸りかけ大に怒りばくとふを以追かけ濱邊に已に追付候節振むき小銃に打殺し候様子其故親族同村之者共此段御詮議被下候様奉行に申出候處先見合候様にとの事にて土民なそも憤怒致居候様子實に尤なる事實に皇國如何豈武士と云者天下に有之乎却る日本人は下田に宿泊不相成様子天下之事可見于時僕今一兩年天下横行仕度故當御陣營交代次第先年御暇殘の日數被差許被下候様にとの願書差出申候間何分 老臺一御心配被遣候様伏る御頼み仕候幾應も々々可然様に御頼み仕候實に天下一變いたし候

節遂に日本の形勢を不知申候る誰豈功業を日本に立武威を百蠻にしめし可申乎願くは兄爲僕勞意せば實に僕幸甚于時爲御一笑
一千壯士磨刀槍 日夜赴然待蠻航 男兒不思家鄉事 陣營梅雨讀兵書
二十年來空逸居 半生功業果如何 從今兀々鞭駑罷 讀破縱橫天下書
可笑々々先は烏渡御伺願旁々奉呈候實に都下に御高誠速に御禮可申上筈に御座候得共兎角取紛失敬恐懼々々時下御用心余は後厂と申縮候

敬白

六月十日

小五郎拜

二陳乍失敬御序之節來島白井松村君に宜敷御一聲奉願候義卿之事よし天能忠臣を不殺悉細今少し申上候何分様子は宜敷御座候以上

敦之助老臺呈足下

大亂筆御察讀

○

(敦之助は秋良敦之助なり)

一筆致啓達候然し

大兄先達より御氣分相彌増御衰弱被成遂に過る廿七日夜中御遠行被遊候段昨夜同村より書狀到來致披見大に驚嘆不堪愁腸候此由御國の御到來有之候得は皆様嘸々御當惑御愁腸と存居申候御老躰にも無之候にいかなる天命に候哉幾應も残念存居候然處今迄之通にもは先々立兼候故一隙非常仕組第一之事御座候其方も數年來罷居内輪之様子も存居候事故心配何分にも頼み入候仕組之儀は家之親類はおもに桂與一右衛門か長屋範介か此兩人の相談可致様可然と存候若事在る時親類居不申しは事不正候故いつれ親類居不申しは相濟不申候萬事其方武兵衛申合右之兩人相談可被致様存候

一 是より追々家内立方一ヶ月何程一年之通方之事

一 第一金銀是よりいか致し何方の儘に相預利銀等之處幾應も儘に相定め證文等不埒無之致候事

一 頼母子取分掛分取りきめ之事

一 贊家掛銀一年いか程に相成候哉諸々贊し渡有之金いか程に利銀いか程に相成候哉

一 組かぶ之一件

一 今度かたみ等之儀は拙者歸り候迄は何方にも不遣様致候事

一 何分にも先十年之間は非常之儉約を立質素第一に有之度事

右荒増認候得共追々落度申遣候尊大人大兄年來御心勞被成且々和田か様に相立候を若水の泡之如く相成候は實に不相濟事故大に案居致候何分拙者歸り候迄はなりかわつり心配世話致被下候様一偏幾應も頼み入候拙者も

大兄御無事之時御相談申一兩年不歸様に頼み置候故度方も無之候故何分にも跡之處無油斷氣を付被下候様第一之頼候

仕組事は中陰内にも不苦候間桂にも相頼早々寄合決定致し一つ書に

しる拙者は御送可被下候尙拙者留守之儀も一々御しらへ被下候御世話可被下候實に其方一人之事故何分宜敷世話頼み入候歸り候と家元よりもきつ度御禮爲度候先は其已早々以上

十月八日

五郎

允花押

二陳 先達願置候出府之儀今になり下着候様に御座候左候得は明日より出府致候

友藏殿

平賀に宜敷

祐景子別る宜敷御一聲

○

一翰奉呈候愈

御勇壯に可被爲在と奉欣然候借は愚兄儀病中不容易御看病に預り殊に末

(友藏は木戸孝九實家の忠僕なり)

後萬端被付御氣實に海岳之御禮難盡運毫奉存候私も病趣過る廿七日に承り早速出浮可仕と存度々右段申入候得共過日御例有之出浮仕候節直に稽古願仕候故重々の事に途に不及御沙汰日々按居候中死去到來有之大に驚嘆仕候實に公方様之厚き御看病に預り於私も少しも懸意無之候得共いかなる天命に御座候哉未老躰と申にも無之候故幾應も残念之至に奉存候早速御禮可申上等に御座候得共彼是取紛失敬申上奉恐懼候此段一偏に御悔恕奉願候先は爲其鳥渡奉呈亂筆候其中時下御保護第一と奉存候余は後厂萬々可申上候恐惶謹言

十月十四日

小五郎

孝 允花押

二陳幾應も時下御保護第一と奉存候

彌八は長藩士山縣彌八なるへ

木戸孝九文書卷一 (安政元年十月)

彌八 様人々御中

十

先年來より三田松之丞殿塾頭被致候由之處今春諸子徒黨相結門出仕尾崎彦一承知之通塾法不相立に付偏に先生御爲を思候事故塾頭轉座致し候上は嚴重に塾法をも相立度儀申出無據先生且諸子の意に順い不省未塾私塾頭仕居候處前條申出趣意相立候上は松尾陳吾等年長之部にも有之悉細相辨先生御爲他人に不關塾法相守年少作興可致之處私塾頭中右陳吾自己之技藝に誇り年少を侮り順番を以相立置候當番等日記御穿鑿に亦も可成分明之通不相守且御屋敷え罷越候にも可有之候得共前以身分申立候通塾法も乍存不沙汰に亦一夜泊は勿論二夜泊等も有之其外御承知之通塾法相守候角も無之已に今度も不沙汰に亦三晝二夜相明け至然御承知にも相成不得止爲差當候番爲致候中自分第一之年長として徒黨に組し塾法不相立に付相立度段申出候由先事未一年も不相立に前後之趣意雲泥之相違重々自

清水貞之丞は大垣藩の人なり

鍋島熊二郎は鍋島直彬か

木戸孝九齊藤惣長の時建白書なるへし

己之振舞いか程先生の御爲を思候哉且武士道遙に男子之一義相立候ものに御座候哉如斯表裏之士就亦は徒黨之元長かと推察仕候尤私不行届之儀兼々辨居候事故塾頭之儀春已來三度迄御斷申上尙又過る八日鑑察清水貞之丞迄申込置候處いか之儀に候哉是を押へ彼を上げ是以一圓於私相辨不申且鍋島熊二郎様には如此御風儀も可有之候哉も存不申候得共先生天下之蒼生御作興被爲成不知漸々志學寮不義不正の風俗に陥り候は實に天下の不幸何卒明亮之御處致相立候様祈處に御座候私莫大之恩義をも蒙り且已に明に御斷申上候得共一旦師範代之命にも預り未熟至極固より御承知にも候得共士道之聊一端相辨申候故恩謝難默止申上候敬白

桂 小五郎花押

○ 治國固より忠孝仁義を第一と致候は必然之理に於士民頭に忠孝を戴き腹仁義を養い候得は宇宙怖るゝ處なく江山も皆城隍之勢百萬之外寇到ると

木戸孝九文書卷一 (安政元年)

十一

雖聊怯るゝに足らず然る近歲諸夷吾海洋を縦横して天下之候伯政道相立上下共に揮候は屈指稀なり誠に大感慨之至に御座候我藩も近頃士民自ら喜候と申事は承り候得共士氣揮候と事は未聊も不承いかかなる事哉と奉恐候何卒上下堅一忠孝仁義を貫免も角吾一藩なり共國家之命脉を培養し

一天萬乗之君之震憂安し奉り度奉存候就ては上逐一士民之情態を被遊御見察才能忠邪御自分に御辨別被遊小過は被免候て御賞罰明に御取捨有之候様無之は有事之時は猶更治平たり共士士相揮上下一にと申處には決り兼候事と奉存候實に當今之勢外夷何時我本朝を侵掠致し候か幕府彌本朝を以膝を屈し候か難斗真に其期に望み幕府々と申一決斷無之候は尊氏中之尊氏に千萬之大不忠誓り人臣之忍秋に非す乍憚老臺此上も御勉厲被成忠孝仁義之天道相立速に備武兼文洪然たる國是相立相定候様日夜禱處に御座候五郎生る毛利氏之臣死る毛利氏之鬼特に御承知

之事には相違無之候得共頑魯を不省左に申上候

楠公孔明之輩を始無間斷御探索有之度事

貧民御救之御手段何方にも相立^{其根元}被置候様願候

重任之者才智纔に乏しきとも必正直にして忠義厚く聊も私のなき者御撰

み有之度事

小卒と雖共正直且才能有るものは御用い之事

士本職を不忘悉く武道を學候様致度事

士にして本職を忘れ武道聊も不識文人多くは無用に屬し候様存候事

士人其才之長短其器之大小に従い養育被成度事

(以下開)

德氣御養いの事

三番町齊藤に
桂 小五郎

(三番町齊藤は今の三番町に在りし藤丸の地なり)

秋良敦之助様御直披

木戸孝九文書卷一 (安政元年)

三白乍失敬兩先生へ可然奉願上候拜

過日は登堂仕御切論承り近頃儒者一揮落涙仕候其後御風氣いかゝに御坐候哉追々御快方と推察仕御無沙汰申上候借今日出邸仕候積りに荷差出置候間乍御面倒御受取置是願候殊に寄手塚へ入塾可仕哉と存候儀も有之候得共難致一決趣も有之申候故いつれ拜眉萬可申上候先は其已早々敬白

(手塚は長藩の蘭學者手塚律藏なり)

四月廿六日

尙々甚御面倒之儀奉恐入候拜

小五郎拜

敦之助老臺案下

(敦之助は長藩老臣浦初負の家臣なり)

△區々とし空忍送光哉我聞與國家共危以此獲罪亦無所恨と故に可

同安

成だけは何分にも盡度存申候思に今之急務。

日々暑さ相催候處彌 御清壯奉欣賀候僕船中不順に廿三日着坂仕候發足之節は連々御教諭追々塾讀仕其切なる事如父兄實に御深誠之處仰山却卑望海却淺徒に奉感涙候僕八歳より戴恩錄未 君父に報る處鴻毛も無之朝暮痛慨仕候幼年羸弱獨不能報於 君父と常に爲憂候處四五年前より纔に得快候處時に米夷之事有り何卒身を國家に殉し少貯 君父之恩平生之志を建と存事不到殘念に存申候世人多踏利録實に人臣之處耻國士何可痛哭仕候 僕固淺學疎陋と雖外六十州之時情形勢を探索し内海陸隊一人より練り立候事を精窮仕度存候然し其主たる處は則火技なり須臾も不可有捨もの也 不學然處今度傍軍艦の内命も蒙り其已大工等如僕如願被差出候故先浦がに至り大工も一々彼製造場へ入込せ僕中島の若黨になり其製造場成入込自由に致し彼れ等を鼓舞致し何卒一々吞込候様に仕度存候而僕は又槩海軍練兵矩則等精窮仕度存候時に先達も申上候通士氣不揮も甚氣に懸り

申候實に時之變動は不可計兵は三兵を不出戰處は三處を不出候故命有る
 一々手其職を被仰付を着る事有之候得ば自揮も可致かと奉存候兄之御高諭是願候大
 概如此ものかと奉存候○頃日暑さ俄に嚴敷御坐候故幸天滿橋下を游試ん
 と存少々踏貫仕候故今以滯留仕一昨日日本多爲助を訪申候處格別之話も無
 之候然し炮術は隨分盛に致し申候御城付與力同心は彼の和流萩野に固着致し
 居候得共一同其を以貫積りに御坐候故當時一樣之西洋流よりは宜敷御坐
 候我聞藤澤東涯も尋申候砲術家に濱松の藩に岡村貞一郎と申者有之候故尋
 申候處留守に御坐候浪人に田結莊省藏と申人有之候故訪候處隨分盛に
 精窮仕候様に御坐候崎陽千々に遊歴候中遊歴候中は手塚律藏なども付合大分讀書も有之浪華
 之人に有之申候一面識故暗拂之事可承と存候處崎陽退帆後は何たる事も
 無之候御來書中暗貪鈍戻之御説は御尤に存候○又相知貴知心見面何爲不堪一笑
 也と僕口に申時事も思候事はは服中もに八共は不被申候況書を以告る時は其半も不能
 述尙先年時に過年交臂如骨肉而今久絶不臨仰面其情に到至而自有不言所也○

浦か之中に參り候る鳥渡出府仕愚兄之廟參も仕度存候故鳥山松田尙北山蟻川
 塚田可尋存候○爲金子詞章案候得共未得句申候鳥山決なそ決より承詞章松
 幾迄可差出候○御序之節吉村の御一聲是願候○岸和田之君公去年魯夷來
 り候以後大別而に感慨被致今春遂に逝去被致候由御坐候臣下に宜養育候者有
 之候得は左様なる君はいか様にも引立可申と存候可惜々々
 兄之知己は何と申人に有之候哉御序之節御知せ可被遣候○此中與力之内
 に奉行之見分有之到る先ハ早々奉呈候御氣分御保護第一いつれ追々可申
 上候 敬白

五月廿八日

五 郎拜

矩方契兄呈几下

（矩方は吉田松陰なり）

△則船大工駒二と申者長崎之産に巧者に付薩州に被召把追々軍艦も

製造仕此度江戸に被召上江戸邸に居候由に御坐候浦が表に御用有之候ハ、御存分に御用被仰付候様中島迄有之申候故兩人彼の通事より浦が呼候趣有之様子に御坐候

六月廿三日之御花墨過ル十七日相届奉拜見候先以君

兩公様益御機嫌克御互に奉恐悦候 老兄愈御清健に可被成御所勤と奉大賀候二に私於浪華痢を病み大に難儀仕候處思之外早く快氣仕過月十七日夜出立仕廿九日當地に着仕候其後大工之趣も不承旅中大に心急候得共始終少々不快に今以全快不仕込入申候然處大工ハ十三日當地に着仕候而只様待兼御手大工庄之進方一應中島に面會仕候由故私朔日に中島に参り三郎助に面會仕悉細之趣談候處引請振も至る宜敷彼の論にも何れ日本に而製造致し候得ハ宜き書を得る研究致し候より外ハ無之候事故東條も参り候ハ、且る米より舶來致し候製造書悉敷相調べ雛形を先造り立候積りに御坐候故一々是等之事申付候様申候其中伊豆にスクウナル製造有之

(庄之進は長藩藤井勝之進なり)
(中島は幕吏中島三郎助なり)
(東條は長藩の蘭學者東條英庵なり)

候故此方にも遣し候様申候此節其故私も中島に寄食仕二疊半程の鹽物固

度由之處引請も至て宜敷

屋有之候故座を張吳候様申候時に舟大工道中以來不快に此節且々快氣

二三日中に込込相成候と奉存候

仕候位の事に昨日漸浦が大工方に入込申候差當る軍艦の中造作少々有

藤藏

之候故此方に取掛り申候今春三郎助出府仕候節薩州邸に参り御庭御泉水

能く

之臺場雛形蒸氣船雛形拜見仕候處奇妙に出来之由に大に感伏仕候故此

右之趣

度幸野村八十八劍術爲稽古出府仕候故此段談し中島に轉書持中村庄太郎

人江面會仕頼入候御臺場等拜見致し候

と申者。御小納戸役に勤且右等之事加り實上の不然是兩駒二方迄遣し直

同召上

傳授爲致積りに御坐候左候ハ、有益御坐候かと奉存候石切何某とか申る

同召上

是迄時計者に近頃蒸氣之事を研究仕至る巧者に相成候由右の蒸氣船も

致候様被仰付近頃

此兩人造り候由に御坐候纔に火を入候車仕懸候哉否鼠の飛が如くは

同召上

泉水の向迄着候様子に御坐候

同召上

以不參當處之居處も未^{一定不仕}半途に東行の長屋又下曾根の長屋かと申事に御
坐候至而手隨分狭き様子に御坐候兼永庵よりも一兩人書生を連來度由東行迄
願出仕置由に未^{爲と}一決無之故條州人被差越候も差當り居處の間も有之
申候故永庵着後申談可申上候先ハ爲其奉呈候余は後鴻可申上候

(此書は安政二年七月木戸孝九が浦賀より吉田松陰に贈りたる書翰の草案ニ)

(吉村は長藩士吉村良策なり)

先日ハ吉村氏之書狀到來拜見仕候此段は失敬致し候間宜敷様に御傳
是願候

謹啓寒冷相募候處愈 御壯榮に可被成御勉強奉大賀候二に私も無異御放
意可被遣候時に諸家段々兵勢も張懸候處此段^度之天變に人事も亦一變仕
候幕府國家起^に扑之御所持實に此時に有之候と存申候殊に諸夷近頃數來其
心術不可計僕近頃按に古より吾國の軍之風ハ戰^るの風ハ多是戰勝^る而取
彼の所爲必多反是始而人之國に至り先主とし通信を張る而交易なそを

爲す事を欲す我是に不從は道理を以己を直にし我を曲にす故に通信交
易^をなそをなす時は漸々術を以我國力を盡し自知ずし屬國之如きに至
る是則戰而取と反し多くは不戰し人之兵を屈するに出是等之處前證あ
り然るに近頃天下の勢を見に遂にいか成行候かと被存候古は
神州浦安之國とも申候に今の形勢に其安き者焉に在る哉實に痛哭此
事に御坐候就^は志士仁人は無貴無賤國家の命脉を培養し聊なり共
神州を持維し

一天萬乘之君之宸衷を安し奉り^るこそ眞之大和之人とも云へし徒に老練
姑息之論をなし不知不識遂に夷狄を□し^る凌壓せられ候は形勢之成行と
は申者の眞成英雄制勢之術とは被申間敷候就^は人才之進退尤此時に可有
之候哉と存候處坪翁も再命實に枯木逢春之榮
公上御勇斷御取捨之妙難有奉感喜候各官之進退は一々申上るに及す候得
共私見には周布井上可憐と存候處周布氏は海防懸りと申候事承り左候

(坪翁は長藩士坪井九右衛門なり)

(周布は周布政之助井)

上は井上與四郎にて皆長藩士なり
（來原は長藩士來原良藏なり）

得は當今之要地は同じ事先々安心仕候井上^獨（カ）可惜悲哉又段々役人中に在るも私意より出る事は不免趣實に血涙々々來原も拔擢妙なり何卒是迄之勢不違様に是祈候此中意を不得言一つ有之申候故僕いかゝなる趣意かと近頃其事を按し申候僕も仍舊あたま氣斗り衆人之小兒視する處と相成り候得共何卒一口之裨益を國に至す事は力之不及處に御坐候得共一口之害言は不咄様に勉強仕候聞に欲觀千歲則審今日欲^知萬億則審一二とは是等之處に近頃注目仕候兄之御懇諭是願候○事起るは昨日には有之間敷かと被思候事も有之候得共前々申上候通形勢次第に瓦解其變不可期當今之急務得民心國力をため兵を練る是也民を得ざる時は器有りと雖不能用品心を得と雖國力なき時は動す不能也民心を得國力充滿すると雖兵を不練時は敵に與る也僕は當君之麾下從すると雖我家は二百年來毛利家に食する時は實に社稷之臣假令當君之御意に反すとは雖豈默するに忍乎前之三事僕之力之不及處と雖勉強致し聊維持し尤兵に至るは一日も早く西洋銃

陣に變革致度存候一日々々と送る時は遂失家失國巨大之大損に相成申候僕三年前始白鹿屯之備に入撃方等致し候節至る不便利と存候處近頃聊なり共心懸候處始其妙に氣か付申候いたつらに彼兵をを^ア俟人も有之候得共一々其器械にも當り不申候其備も不知而得失なを申者不足語候得共是等之處より節角之機會を失し事不少可惡之甚者也人之巧を取る我拙を捨つ人を長を取る我短を補是は則天地間當然之理と存申候國體に關る處は是等之處には無之と存申候佛暗墨魯等之諸夷火器は元より我より長し候處若是に火器なき時は如何尙不足恐也是等各國幾千里を隔る其兵勢に至るは大同小異是等之處に在るも可見事に御坐候己は我皇國も兵勢半は微密に相成申候然るに空手を拱送光仕候之残念之儀に奉存候是等之處先書にも申上候通何卒兄之名策は無之哉何卒兵勢變革之處之其篇得失は御正儀拜見仕度奉存候僕誓ふ云一命之上可成事に御坐候は、直諫仕度存居申候間此處十二月廿日之御飛脚に御答御出し被下候様

奉願上候過日氣上に付頭重く甚不快に御坐候故ふと思付論語を讀候處偶
一二言且々そふかと思ひ候語有之實に赤面聖人におそろしき事實に奉恐
懼候一々滿身汗之出候事計りに御坐候前に氣之上に付候と申は全國を憂
る起る事には無之只自之病に御坐候御察可被下候

(鳥山は鳥
山新三郎に
て安房の人
なり)

○過日出府仕候處鳥山には始終違面會致し不得松浦安右衛門を訪候處折
から内居に於一夕談し候此人 兄之事思ひ居候由に於大に面白く談し申
候口書之事差出し候亦も宜敷ものに御坐候得共私之手より出候亦は相添
ざる事故然し今少し日數立候と宜敷御坐候間其迄御まち被下候候様に申
候時に佐久間は此中幕府よりの手前事數々他處人の書翰通し甚不謹慎之
趣聞候故以後相慎候様却亦只今之如きには循環身之爲め不宜と申事有
之候と申事に御坐候其に付身之爲め不宜と申處に至亦味有之候と申候い
つれ不遠御免許可有之様に申候其に付亦も 兄の處幕府の一段に聞の宜
敷御坐候間喜居候と申候 僕實に願御保養第一に奉存候我好を人にすむ

(佐久間は
佐久間象山
なり)

と申理に御坐候得共寒氣甚くして濕氣なる防き候には酒妙なり 兄少々
づゝ何卒御用可被成候

○常川才八郎は此節歸國故同國之人に御書物之事相頼み置申候○藤田戸
田此内之地震に於死去致し候爲國家に可惜他事又可申上候○玉木君父子
御壯榮御安心可被成候折々御尋申上候先は爲其早々敬白拜

十一月十八日夜

小五郎拜

尙々御來書奉待候歲寒し而松柏之凋に後るゝを知る此語亦妙なり拜

松蔭老兄拜呈

大亂筆御高許御察談是祈候

○

尊公様始御滿堂様御清福可被爲在奉欣然候二に私無異に且々送光仕候間
乍憚御放意奉希上候楮は愚姥儀不相替御高誠に預り候様千々萬々御惠愛
之程難有奉存候何卒乍失敬御序之節御滿堂様へ宜敷様と御一聲奉願上候

(常川才八郎は上田藩の人なり)
(藤田戸田は戸田忠敬にして皆水戸の人なり)
(玉木父子は長藩士玉木文之進父子なり)
(松蔭は吉田松陰なり)

先は其己鳥渡拙簡奉呈候余は後尸申殘候謹言

二月十八日

小五郎敬白

再白幾應も々々時氣御保養專一と奉願上候以上

丹下様侍史

(丹下は長藩士佐伯丹下なり)

過月之御華墨今中旬に相届き伏る拜見仕候彌御壯榮に小争御作興明倫館一敵國之御勢之由敬賀々々僕も且々無異に消光仕候己に御存之頑魯自大歎息仕候陳

萩城も追々君子拔擢御政道も堂々とし而邊境之民迄も感喜仕候由實に當君御明德益顯れ諸君子之忠誠白髮翁之英才真に國家之幸と乍陰大喜仕候僕固當今急務得民心強力揮士氣候儀第一と存申候未士氣之處少しも不承實則時海外夷狄縱横何卒聊も早く滿城士大夫如火相成候様にと夜白祈處御座候兄之御高論如何北條氏無恙や實に希世之人僕固より此度之任位

(北條氏は長藩士北條)

源藏なるへ

(道太は長藩士中村道太郎なるへ)

(友藏前に出づ)

(愚妹はハル子なり)

願處候道太子は如何近頃竊に聞此人以前より□を賣る官を求めしと真に如此に御座候は、僕輩不學不識と申候得其實非屑處猥に官を求る人は必猥に官を惜ならん五耶誓ふ不忍處なり然し僕承り候處譏に御座候は、大に宜御座候友藏儀御解諭被成遣萬難有奉謝候僕の思には彼は實一家舊來之知己何卒致し萩に住居致させ候様存候彼いか程老衰致し候とも僕父子の生命限は世話致し度存居申候追々委曲可申遣と存候愚妹來原氏之一件委細御申越被遣僕に於ては聊も異存無之左様に御座候得は實に大慶致候其故愚妹は烈女百人一首差送申候故熟讀致し御答申上候様申遣候甚迂魯醜惡の拙妹故來原兄の嫁恐懼赤面之至に御座候申も乍疎兄御篤考被下候様奉願上候萬宜敷様御任せ申上候先は其己奉呈候其中時下御養護第一余は後鴻可申上候早々敬白

七月廿八日

尙々内輪の輪何卒願候僕も兎の道來夏は歸申候遅とも秋に必歸郷可仕

候と存候尙右一件彌相調候は、兄友藏の御相談被遣媒の處も實は兄の御配意に御座候得共外見之處彌兄に而宜敷御座候哉何にも宜きに願候外は何も乍御面倒御詫し申上候内は友藏の御相談可被遣候姉にも宜様奉願候先は早々拜

(蕭海は長藩士土屋矢之助なり)

蕭海老兄 内字

孝允 拜

鐵煩御鑄造御一決に相成候儀則今日之大急務と奉存候承り候得は老臺御手元へ調らへ之書付も参り居候よし所詮六つヶ敷候得は無是非候故右御書付取下け度申出候。何分之儀早々御一決可相成候様奉願候兎に角斷然被仰出候方必竟御爲と奉存候勿々頓首

(岡は長藩士岡義右衛門なり)

念九 岡様 御直

木圭

昨夜態々御答書奉拜誦候鉄煩論は兎に角大急務是非御決定に不相成るは不叶事と奉存候就るは御同僚其外老吏等へも得と御打合無之るは相濟間敷候得とも自然御打合せ之上御金不足とても其にて止めには不相成事に付御納戸御金之有無にかゝわらず必早々御取立無之るは不相叶候間君上より斷然御加判衆被招呼鉄煩之儀は大急務に付と納戸金をも出され候丈は出し遣し候に付自然不足候得は於本勘助力致し早々取立可申付と來元日被仰出候るは如何哉かゝる急務之義一日々々と因循仕候るは不相濟何卒大兄之御力を以今日中に此段御取きめ被爲在度

(岡は長藩士岡義右衛門なり)

岡様 御直急キ 下ニ 岡様 御直急キ

木圭様 上ニ 木圭

御免略儀

御面書奉拜見候實は僕も十一二年思立有之研究も仕候處製造方容易に難

相調一二編え仕替候積も有之候上にも取懸り候位之品に付口廣く相談仕不申只壹人老吏に密謀之覺悟に御座候右吏を出納之懸りに仕度都合宜敷事も有之申候二日歸萩三日相談濟せ四日にえ返答可仕候其上發命如何哉何分今日え拜晤可申上候頓首

十二月晦

尙々實え差急き候大品に付氣急き候得共不容易品に付因循申上候以上
竹内村田等も一應諸器械御調へ被遊候へえ跡え兔に角續き候様申居候以上

彌御壯榮奉大賀候さては今日御馬拜借奉願度何卒御配意偏奉願上候勿々頓首拜

閏月二

佐伯 様御直拆

(佐伯は長藩士佐伯建士なり)

桂

(裏書)

御面書拜見仕候御厩へ沙汰いたし候間御乘歸り可被成候已上

乃

下二 佐伯 様御直拆

上 桂 様

私儀關東邊劔術修業之儀御願申出修業仕居候處去卯四月病氣に付無據一應歸萩仕再度出足仕候節大船製造御用に付御手大工藤井勝之進船大工藤藏相州浦賀に被差越候間其節一件差引仕候様且劔術修業中西洋學をも心懸候様被仰付候に付稽古仕候處未半途之儀に御坐候間當辰之十二月より往十二ヶ月之間御暇如願差免離有仕合に奉存候被下候様奉願候此段宜御詮儀被仰付可被下候以上

尙又傳授事等半途之儀も有之候間百五十日之御暇被差免被下候様奉存候

六月

桂 小五郎花押

佐伯建士殿

二白留守中萬御配意難有奉謝候 僕も是非晚秋は歸省可致と存居候處
無據趣出來歳迫には可相成かと存候何分不相替可然様奉願拜

○
福山は福
山侯阿部正
弘なり

拜啓彌 御壯榮珍重々々二僕無異且々消光御休意可被下候陳近頃は兎角
取紛音信不通何共恐懼仕候府下も福山死後聊變革も有之候得共格別奮揮
致し候程之儀は却而無之彌亞米利加も登城致候由就るは其他願旨も色々
有之候由何れも難題兎も角も十八ヶ月中に評議可致と御諭も有之候由に
候得共承知致す近頃次第に驕暴實に大禍日々根本深く相成誠に大嘆息之
至に御座候且當時北京も暗拂米等と頻而戰候様子尤竊に魯夷清を援候と
申事に御座候暗も昨年中是非々々渡來可仕筈之處今以渡來不致は實に是
等之關かとも被察申候當今之時勢深く勘考致しに諸侯始有司其外其日々
々無意送光致し候者已多く有之候が遂に及干戈判然として不遠中華清に

侵されし如く被髮左衽に至り候は死するとも死する不能何卒昨今之中
一定致し置有事之隙聊我邦之真柱とも相成不申は不相成次第之處諸侯
を始未是と必目的候ものも無之痛哭此事に御座候我 藩も戲場の如く役
者朝夕出替り入交り致し候は室を築て道に謀るか如く遂に一定の日な
し按するに一たひ干戈動く時は少諸侯志を得大諸侯瓦解する所必多し實
に謹之至に御座候何卒 兄等御高策有之度事と奉存候先は時下御安否伺
度呈候余は後鴻と萬申殘候頓首

七月廿七日

允 拜

○
允は孝九
の略なり
蕭海は前
に出つ

蕭海老臺

○
前文欠

已而之事然處既に御承知には可有之候得共米夷使節コンシユル官ハルリ
スと申候者過月十四日御當地に罷出元飯田町もと竹中織部屋舖當時蕃書

調處是の宿泊致し居爾後閣老堀田公にも度々罷出堀田公其外御役人も度々調處にも御出有之候様子米夷申立之次第一々難題之由已に過ぐる十五日侯伯にも彼願之筋御書取之寫御傳達有之諸々候如何御答に御坐候哉畢竟彼の大趣意安きを先にして難を後にす寅のとし彼か出候よりは諸事次第に重大に相成過日も彼れ堀田公の申上候様子傳承仕候に元貴國之人民強勇信義も亦高しと云而しる當今其強勇信義只貴國而已に天地間を施すこと能す遂に強勇信義も固陋に屬す故に當今貴國之高策は諸外國と親和し互に有用の交易を始め普く信義を御結ひ被遊度就るは來春英佛五十余艘之軍艦を以品川の罷出品々難題之義可奉伺御答之御指揮に順いいかに亂妨致し候とも難計若御許免に相成候得は彼自由之儀必ず可申出依る我棟梁貴國と先和親仕居候事故格別之厚意を以私をして申上候尤私も亦萬里余之波濤を歴官位も相應に有之候ものに御坐候得共大棟梁之深意を承り不省左右一身江戸に來り而誠意を告ぐ何卒尋常に御承知被下度就る

は先つ大交易場御開に仕度且交易之次第は官府のかゝらすおもに町人に交易爲致品之多少に順し以而運上相納め可申異論出來之節爲指押交易致し候國により高官之者一員一館を爲搆度然し是等之處萬國交易之次第御不承知にも可有之候間一圓私共被仰付候様致し度然るときは英佛にも私より書翰差送り都合能く取はからひ方可仕申候由且就るは色々諸蕃之兵制當時之情態を談し候と申事に御坐候實に彼之實否甚無覺束如斯次第に被輕視彼よりは已に婦人も度々來候に我よりは丑とし以來一人も彼の真情態を知候者なし實に要路に一英雄なし誠に可悲之至に御坐候追々外國之情態も傳聞仕候に當今の次第に於ては松前より先唐大嶋に至る迄不遠内英佛のものに相成候かも難計と思著仕候義も有之誠に々々大歎息然るに乍恐我邸中要路之勢ひ日本中之日本大體論は儲置火技等も于今西洋だの和流だの井中の論のみ米之英を逐ふ蘭の獨を破る魯之西洋諸蕃を退る皆英雄の所爲なり然し御國は日に盛隆之御様子に承り竊に大悅仕候得共於

私未其角いか程之御盛隆か不得辨聊沈案仕候申も疎に何卒爲國家御作興
眞の日本之元氣に復し候様祈處に御坐候先つ時下御伺旁奉呈候是迄もな
く奉呈候筈之處夏已來眼病に甚難澁兎角取紛失敬申上候奉恐惶候其他
申上度義も候へとも夜已に五更後厂と申殘候頓首敬白

十一月二十三日

小五郎花押

政之助老兄

（政之助は
長藩士周
布政之助な
り）

當八月中品川宿おゐて浪人共三十人程會合致し此度亞墨利加官吏出府致
し候は、可討果旨申合候趣は更に存候もの無之處當十一月十九日右會合
人之内堀江由之助樋田仁十郎外十人程誓紙血判致し各鐵炮持參常州邊よ
り出立出府之趣右連判加入を勸進居候ものより追々注進いたし右之趣御
進達相成極内之召捕方被仰出御手配有之候事
一 蕃書調處に先日湯小屋より煙立候事有之候に付右に事寄火三番と號

し夜中不寢番御先手方勤番相始り之よし

一 先月廿六日亞米利加官吏大聖殿拜禮被仰出候處前一條ニ付俄ニ延引被

仰出御差留相成候事

一 當月朔日右渠魁堀江由之助樋田仁十郎藤藏と申もの水戸様に御召捕
相成町奉行所御差出入牢御吟味中に御座候事

十二月

（宛名、署名
缺）

○

春寒退兼候處彌御清福欣喜不少奉存候且先頃は御出浮御光來被成遣折惡
外出殘念千萬奉存候俗事に取紛兎角御無沙汰申上候然し中村木嶋度々得
拜顔候由故側乍恐安心仕法外之失敬申上候其中來嶋より承り候得は御歸
省被爲成候御様子殘念萬々奉存候何卒又々御出浮被爲成候様奉待候且又
見事之御品頂戴被仰付御高意之程難有奉多謝候先は一應之御禮且御詫旁

（中村は中
村道太郎來
島は來島又
兵衛にして
皆長藩士な
り）

奉呈候其中時下御保護專一奉存候恐々九拜

二月四日

桂 小五郎

(船越は長
府藩士船越
清藏なり)

船越先生

二陳御出浮之程又々奉待候頓首拜

別紙兩通御持せ致し候間御落手可被下候以上

四月八日

(青木周
は長藩側醫
なり)

尙々昨日御嘶仕置候蘭書明日明後日之中御持せ可仕候辭書之儀青木周
彌御授之通可相談と同人固屋に罷越候所不在に付無余儀談合不得仕
罷歸申候其中參上萬可申上候以上

周布政之助様

桂 小五郎

(林秀は林
秀二郎に)

御面書之別紙二通落手御端書之趣旁致承知候字書之儀は長崎屋御穿鑿候
亦は如何哉林秀事も居滯度内願有之由内々承及候間當人御取締め候不無

相違候は、小彌太同様之書面差出候様被仰移可被下候頓首

乃

(小彌太は
尖戸小彌太
にて長藩士
なり)

一翰呈上仕候先以 大守様益御機嫌克被遊御座恐悅至極に奉存候將亦
尊公様始御滿堂様御揃御壯榮に被爲渡珍喜不少奉存候陳早春は罷出海岳
之御高誠を蒙り御禮難謝盡奉存候速に御禮且御伺旁奉呈愚札候筈之處兎
角取紛甚失敬に打過恐懼之至に奉存候尙又御二男様到着御強剛に御稽古
御出精被遊是亦御安意奉祈候乍筆末御序之節御滿堂様宜御一聲奉願候
先は乍延引御禮御伺旁奉呈候其中時下御保護第一と奉存候餘は後雁萬申
上候恐々謹言

五月廿六日

桂 小五郎
孝元花押

尙々時下御保護專一に奉存候誠に大失敬申上候段偏に御高許奉願上候
早々拜

(此書は木戸孝尤が高遠藩に赴きて江戸に歸りし後同藩要路に贈りし草案なり)

御華翰奉拜見候彌 御壯榮に被爲渡欣喜不少奉存候陳は左傳二十五冊史記五十冊御持せ被遣千萬難有奉謝候且亦額面之義被仰遣委細奉承知候必々認候様可申と奉存候先は爲御答奉呈候頓首九拜

六月四日

尙々過日は度々參堂仕甚御妨申上候一日には一同與四郎同道致し大森に於丁打を一見仕羽田辨天にて中喰相認其より直に舟にて彼の内山艦に罷越候處折能雅輔も罷越居彼是都合宜敷一同熟見仕候左候上陸仕大師に參詣致し直に川崎に罷越萬年屋にて避暑仕與四郎翁に相別れ申候漸々四ツ半時歸行仕候誠に殊之外之炎天にて甚苦しみ近頃之一修業に有之申候いづれ其中登堂萬可申上候頓首拜
鳥渡奉追啓候西城一件甚六つヶ敷御承知にも可有之堀田遠藤御目付に

(與四郎は長藩士井上與四郎なり)

(雅輔は長藩士山田雅輔なるべし)

(堀田は堀田備中守正

篤遠藤は遠藤但馬守胤純にして皆幕吏なり)

あ津田半三郎駒井左京御祐筆にて原彌十郎其御掛に相成申候由此節何れにも一橋々々と申が甚恐ろしく真にヶ様に相なれかしと祈居申候萬一事相違仕候と天下如緒も難量況外寇は御存之通爲
皇國甚痛案仕候拜

又兵衛老兄拜答

小五郎花押

(又兵衛は長藩士來島又兵衛なり)

御投書奉拜見候彌

御壯榮に御揃欣喜不少奉存候兎も角も今秋は歸省不仕と奉存居候處非常之節御雇にあ來御出府迄は滯府被仰付候然し其にては役是差間も有之申候間當りまへの日限相立候と一應歸省可仕と奉存居申候是以願不申では不相成由に付清水歸り候せつも篤と頼置申候拙論如山岳奉陳度候得とも甚急便故月末之御飛脚に可申上候尤急務之事は粗林主税に申遣し入
御聞度奉存候何卒御序之節竊に御聞可被遣候同人は志も有之申候間折々

御叩可被成候

一體は大變革無之ては諸事引立不申候實大太平とは時も違ひ非常に非常之處致有之候は當然之儀に可有之候先は爲其一筆奉呈候余ハ御飛脚杉藏より荒増御聞可被成候頓首九拜

(杉藏は長藩士入江杉藏なり)

六月十九日早朝

小五郎花押

(良藏は長藩士來原良藏なり)

良三老兄

尙々乍失敬御満堂に可然御致聲奉願候御無音ついでにとても御無音申上候不悪様奉頼候拜

吉田より之書狀何れへ滯居候哉今以届不申候拜

過月は御華翰御投下奉拜見候彌御壯榮に御途中無御滯被爲成御歸省欣喜不少奉存候且亦早速被爲蒙御賞録候由偏に貴兄御出府中御勉勵之角と奉存候實に御忠孝顯然於僕も雀躍仕候申陳も乍迂遠此上益御勉強後進

御作與專一之御義と奉存候兎角古來中道にして廢し初志却る十分達し候もの稀に御座候乍失敬於貴兄は聊御氣遣申上候義は無之候得とも任御懇意慮外申上候御府内も異船其他彼は騒然種々説も有之候得とも取留候角も無之御様子は辨へ不申候得とも越州公之御退隱などは爲國家乍他君甚痛心仕候日夜國家之整々堂々を奉祈候楮早速御様子伺旁可奉呈と存却る蒙尊書且御鑄御送り被遣甚奉恐入候御入塾中僕こそ莫太御作與に預り高禮難謝盡奉存候先は乍延引御禮且御伺旁奉呈亂筆候其中時下御保護第一と奉存候余ハ後厂

萬可申上候恐々謹言

七月廿八日

桂 小五郎花押

長尾珠連二契兄奉呈

尙々時下御保護筋骨御壯強第一ト奉存候晚風殘月晨揮劍細雨青燈夜讀書勿忘光陰疾如矢春眠未覺已秋初過日銚子の遊ひ申候御一笑のため御

(長尾珠連二は土佐藩清岡公張なり)

木戸孝九文書卷一 (安政五年七月)

四十三

破海霧天氣新米夷鄂虜亦如隣士民千億元皇裔誰示本朝自有人

未定稿

御覽後御火投是願候

大亂筆御察讀是亦願候拜

○

一筆致啓達候私儀今般大檢使役被仰付候に付印鑑壹枚宛差賜り申候間御落手被成下各様御印鑑を及被差越可被下候爲其如此御座候恐惶謹言

桂 小五郎

孝 允花押

八月廿八日

山縣 右 平様

小川 源 内様

中村庄七郎様

三戸小右衛門様

（長藩吏員宛なり）

（裏書）御面書之通致承知別紙御印鑑落手仕拙者印鑑差越候間御請取可被下候以上

十一月十一日

山縣 右 平花押

梶原 直 衛花押

三戸小右衛門

中村庄七郎

尙々小川源内御役被差替直衛後役被仰付候に付印鑑差越且右平室積在番に罷出居候を御答彼是延引仕候以上

桂 小五郎様

○

彈正殿取付

栗山太輔

一筆致啓達候

(彈正は長藩士益田彈正なり)

彈正様益御勇健御坐被成珍重之御儀に奉存候然は私義大檢使役被仰付候段今日被仰渡難有仕合に奉存候右御禮爲可申上之貴様迄如此御坐候御序之節宜様被仰上可被下候様致御頼候恐惶謹言

月 日

桂 小五郎花押

御吹聽御頼

白井小平太 石川庄助

三戸茂内 近藤源右衛門

柿並市太 檜崎善兵衛

中村庄七郎 小川源内

山縣右兵衛 三戸小右衛門
益成彦十郎
御同所

野村淳助

内藤萬里助 周布政之助

兼重讓藏 宍戸九郎兵衛

北條瀬兵衛

御吹聽 河野周助

(先生は齋藤彌九郎なり)

昨日は態々御華翰御投下難有奉拜見候ばん丁先生登殿御斷申上候よし委細奉承諾候直に拜答可仕之所折柄役用にも出勤仕居些動坐出來難く無餘儀慮外申上候御高許偏奉願上候先は右御斷旁乍遅延奉呈候勿々九拜

十一月初四

小五郎

央老 大兄拜復

尚々千々失敬之段不惡御致意奉願候拜

○

尊書奉拜見候先は上些御風氣被爲在候御様子恐縮之至迅速御快復奉祈念候且又

木戸孝元文書卷一 (安政五年十一月)

(央は徳山藩士梅地央なり)

老兄彌御壯榮奉恐賀候右之御次第に付齋藤登殿御延引被仰付候段委細奉承諾候度々態々御知達御丁寧之段却奉恐入候十八日には乍御妨參上可申上候先は拜答のみ勿々九拜

霜月十五日賀

小五郎

央老大兄拜復

(經太郎は
六戸平太
郎の長子な
り)

甚寒之節御座候處彌 御揃御壯榮珍重奉存候二に私去月廿六日江戸出足道中無滯只今爰元着今晚山口迄罷越申候兼親類共より申越候に付旅中甚乍失敬一應之御禮旁鳥渡參堂仕度奉存候就る經太郎様より御傳言之儀も御座候間來島又兵衛同道申上候悉曲拜眉之上萬可申上候恐々不宣

極月十七日

尙々不意に參上仕御妨奉恐入候必々御配意被成遣間敷様偏奉願候已上

六戸平五郎様拜呈

桂 小五郎

(六戸平五
郎は長藩士
なり)

新禧萬福

各兄彌御壯勇被爲成御越年欣喜不少奉存候二私無異且々加年仕候間乍憚御休意是願候御同塾中は海岳之御慈諭を蒙り不容易之上尙出足之節も御餞別等御投送被成遣真に御深志之程口舌況哉秃筆に難陳盡奉存候山川風雪之難も無之舊臘十八日歸國仕候故速に御禮且御伺可申上筈之處御承知之隨儒誠に俗事多端不計失敬に打過恐縮之至に奉存候御一笑御高許偏奉願上候先は乍遅延御一禮且年頭之御祝詞も申上度甚乍略儀寸墨を奉呈候余は期春風滿花之時候 恐惶謹言

正月三日

桂 小五郎

孝 允花押

清水貞之丞様

淺野源三郎様

木戸孝九文書卷一 (安政六年正月)

四十九

(清水貞之
丞は前に出
づ皆齋藤
塾生なり)

吉田 礎一 良様

五十嵐 鑑之助 様

尙々余寒も去兼申候間申上も乍疎爲御國家御保護專要奉存候
貞之丞様申上候彌今春御歸國被爲成候哉御遊歴ども御座候は、些御來
照奉願候且又同藩も追々多人數に相成申候間不容易御世話に可相成御
作興奉願候

源三郎様申上候不相替御元氣に可被爲居申上も乍失禮御成業奉祈候昨
年は誠に御不幸に被爲在候得とも是又人間一世には是非有之候事此上
は御寸暇なく御勉強黄泉之御父母の御盡し可被成候様奉存候もし又觀
先生とも御同行に御座候は、必拙藩にも御入被成遣候様奉待候
礎一良様申上候打つゝき御出精可被成此節は未長夜にも有之且稽古等
も止候時節存候格別御寢むくも被爲居間敷と奉恐察候申上迄も無之候
得とも兼之御美質を以公平正太に後進之もの御作興被爲成候様奉祈

候且又御序も御座候は、金子伯父様のよろしく御傳聲願上候兄にも定
て三五年は御修業に可被爲居左候得は是非今御一會は仕候
鑑之助様申上候益々御盛に御出精可被成定之此節は余程御上達に可被
爲在と奉遠察候固より御疎は有之間敷候得とも必々彼節の御氣象にて
御勉勵可被成尙書物と手習も追々御進みに可被爲居月日の過はたとへ
かたきほと迅速にて鑑さんなども今に年とり申候間夜白御心掛可被成
候各兄大失敬申上候何卒同藩のものにも私同様被思召何も御腹藏なく
御作興奉願候同藩のもの多く居候と自然其失も告るものなく左候得は
却る入塾練磨之功も御座なく候間一失御座候は、直に御叱正御互と申
候ては奉恐入候得とも實に互に其論に無之ては不面白何分にも御高諭
奉願候拜

御花墨奉拜見候彌 御勇猛奉賀候借過日者御光來何之風情も無之誠に多

々失敬之儀相願奉恐懼候早速稽古料其上いつでもよろしきに御用立置候
一方御持せ被遣旁申上様も無之御氣のどく千萬難有奉謝候先は御答のみ
いつれ今夕罷出萬御禮可申上候頓首九拜

七日

尙々乍失敬(以下缺)

三陳乍失敬御序之せつ植木氏にも可然様奉願上候拜

新禧萬福

列宮益々御機嫌よく被遊御超歳御互に奉恐悦候將亦

老兄御壯榮に御越年喜悦不少奉存候 私も且々加年仕早々如仰

上にも御禮申上且又御禮にも可罷出と奉存候處實に書生の風情禮服も不

持合不圖延引に及御高諭奉畏候いつれ今夕登堂仕萬可申上候先は御答の

み 頓首百拜

七日

尙々來原より之書狀早々御とゞけ被遣難有奉謝候早々拜

又兵衛老兄拜答

小五 郎花押

(來島又兵衛前に出づ)

拜啓先以

淡路守様益御機嫌克被遊 御座恐悦至極奉存候將又老兄彌御壯榮被爲渡

欣喜不少奉存候二に小生無異消光仕候間乍憚御休意思召可被遣候借打絶

愚墨も不奉呈法外之失敬御高許奉願候舊臘歸萩之砌風合不宜上ノ關室住

之間に四日も漂泊仕不得止遂に室住より上陸仕候日限も有之候事存候差

急候間暫時にても一拜顔可仕と樂居候處短日之節 御城下通行仕候時最

早酉の中刻夜中彼是御妨と考乍遺憾不得 拜顔近頃残念奉存候富海の亥

の中刻漸着仕候是非御出府前御様子可伺と奉存候處如御承知懶惰重々奉

恐入候御序之節

上様宜御尊奉願上候定而岡部渡邊兩老臺も御供にて御出府被爲成候御事
と奉恐察候乍失敬御序之節別昏宜奉願候追々御奇遊も御座有へく私も府
下之風雲を思起し山岳御浦山敷奉存候尙又爰元にて承り候得は府下も何
か紛擾之様子如何哉と奉存候御閑隙も御座候は、御見捨なく御作興被成
下候様奉願候先は御伺旁奉呈候其中時下御保護專要之御事奉存候恐惶謹
言

四月三日

小五郎

允花押

尙々幾應にも時下御厭第一之御事奉存候齋藤先生も不相替御盛のよし
御互喜悅仕候尙又乍失敬諸君のよろしく奉願候草々拜

央 老 兄 拜 呈

（梅地央前
に出づ）

村田氏故郷へ歸り候と歎よしいつ頃歸山に相成候哉御承知ともに御座候

は、相窺度奉存候爲其頓首

初三

馬屋原様

桂

（馬屋原は
長藩馬屋原
右兵衛な
り）

（裏書ニ左記）
高許

於家郷些風氣之由に御座候處取繕ひ明日は歸山可仕候段只今到來御座候

以上

乃 下へ
馬屋原様

上へ
桂 様

亂毫御高許奉願候拜

兎角不氣候御座候處彌以

尊大人始御滿堂様御揃御壯榮被爲渡欣喜不少奉存候於江戸表も大兄御堅
勝御出精被爲成候由御安慮可被成候尙又先達は多勢罷出御厄害に相成

り難有奉謝候私も今度參堂可仕と奉存居且平生不氣分にも御座候間其節湯治も仕度と存醫者にも相談仕候處深川之方可然様申候故兎も角も一應彼方の罷越度就るは事により候と今度は御無沙汰申上候哉も難計其中何卒參上仕度とは奉存居申候右に付いづれ十日十一日には是非出足仕候覺悟に御座候間オトミ事も來月上旬迄は乍御厄害滯留仕候もよろしく然し御都合次第迎人差出し可申御序之節乍御面倒御答被仰聞被遣候様奉願候尊大人にも來月上旬御番御座候由何卒御出萩奉待候今度は何分雜體ながら拙宅の御越奉願候先は右御伺旁亂筆を奉呈候其中時下御用心第一に奉存候乍筆末
おかし様にも宜敷御致聲奉願上候余は後鴻と申縮候恐々謹言

五月七日夜

尙々幾應にも時下御保護第一奉存候江戸より之到紙差出申候間御落手奉願候尙又江戸之御狀御出仕御座候は、無御用捨私迄被差出可被遣候

(尖戸平五郎宛にて前に出づ)

御取次可申上候拜

尊大人拜呈

小五郎

彌御健勝御勤被成珍重御儀に御座候備は過る六日御國出足之飛脚只今到着御同役中御用狀到來乍失敬御先え披見仕候御留守狀其外共御用狀一封にして差廻し候間御落手可被下候御國都合御靜謐御同慶に御座候已上

九月十七日

尙々今朝は

新藏様御出被成候所乍早晚御龜末申上候且相州行留守狀爰元え殘置申候左様御承知可被下已上

(宛名署名のもの皆長藩士なり)

植木五郎右衛門様
波多野新藏様

來島又兵衛
乃木留二郎
桂小五郎

(裏書) 御面書御國より之飛脚到着仕御静謐之段御同慶仕候御用状之義は留置申候間御國御同役中へは相届候段計り申越可然追おひ細返答可申越と被仰越被下候様に奉頼候且又留守状度々乍御面倒御仕出被成下候様是又可然御頼仕候以上

尙々御端書之趣は承知仕候新藏罷出御馳走被仰付忝奉存候以上

拜啓

列宮倍御機嫌克被遊御坐御互奉恐悦候將又大兄彌御壯榮被爲成御精勤奉欣然候於御當地もも龜之進様御壯剛稽古到御出精此度御改革に就るは一入之御大功於私も欣喜不少奉存候是非年内には御歸省之御様子萬緒直に御聞可被成候其迄は何も御受合申上候間御安意可被成候嘸々おは様には御待兼可被爲居候と奉恐察候箱根山椒魚も百に四つの大極上もの相求

(龜之進は來島又兵衛の子なり) (陸山は長藩士前田孫右衛門なり) (安翁は尖戸九郎兵衛清旭翁は中村道太郎なり)

候得ども御飛脚便には些六ヶ敷候間幸便次第御送り可申上候二に私も山川都合無別條過る十一日着邸仕候間乍憚御放意奉願候出立前は萬端不易御高配偏に御陰に而出足仕千々難有奉拜謝候昨年御互に出邸仕候已後邸中怪説有之候由委細は龜之進様御歸着之上御聞可被成候兎も角も可惡事御坐候陸山翁且良三も出浮仕候よし着府相待居申候尖翁清旭翁も御盛に可有之幕も益々暴可惡私も不斗麻布番手に相成候處善兵衛風邪に而甚多用今以外出不得仕候然し昨夕之怪火は早速罷越快よく見物仕候粗府下之情勢別紙可申上候候間尖翁清旭翁にも御嘶可被遣候御飛脚今朝相立候よし承申候間一筆乍亂増奉呈候其中時下御厭第一奉存候余は後便可申上候恐々頓首

十月十九日

小五郎拜

尙々御滿堂御堅勝之段千々奉祈候留守中不相替よろしく奉願候良三も留守に相成候故愚妹別る窮迫可仕と愚案仕居候拜

（來島又兵衛前に出づ）

木戸孝元文書卷一（安政六年十月）

又兵衛老大兄御内披

六十

去九月水戸様御内より小金邊迄御同勢罷出候由其節は御取扱にて平穩に引取申候處又々先日より小金迄三千計も參り宿々五百三百御堀迄引續候由總勢凡八千計もくり出相成合藥師染吉御内用に兩度罷越候處承り候得は上州長脇差相組頭高崎源藏同人子分石州浪人鹽屋善兵衛など申手合三四百も加勢仕平穩風聞に御座候處染吉後に參り候様子承り候得ば御國元御當用事に日々寄合只今之模様にも格別有之間敷と申事候今般金子御吹替相成保之字小判壹歩新小判壹兩に付保之字判一兩一步新壹歩に付壹歩壹朱兩替被仰付候由兩替所も數ヶ處御觸達相成候以來は外國之金銀取交通用之義も御觸相成候諸色彌以高直込り申候未如何可有之哉被案申候

（此書は月日宛名を闕くも安政六年十月木戸孝元が同僚に報告したる草案なり）

○

一筆致啓上候

御兩殿様益御機嫌克被遊御坐恐悅至極奉存候將又貴公様彌御堅勝被成御勤珍重之御事奉存候二に私道中都合無別條過十一日麻布御屋敷に着仕候間乍憚御放慮奉願候先達罷出候節は種々蒙御馳走向御繁務之中態々泊船迄御來照被成下重々難有奉存候其中御自愛第一に奉存候右一應之御禮爲可得貴意如是御坐候恐惶謹言

十月廿日

桂 小五郎

孝 允花押

尙々幾應にも時下御保護專一に奉存候何卒不相替萬端御駈引被成遣候様奉頼候且又至極乍失敬御序之節天翁は可然御致聲奉願候何か御用物御坐候は、無御用捨被仰聞候奉願候已上

柿並市太様人々御中

木戸孝元文書卷一（安政六年十月）

六十一

（天翁は長藩士奥平數馬なり）
（柿並市太は長藩士なり）

（義郷は吉田松陰なり）

（杉は長藩士梅太郎なり）

先日評定等留役手島金八郎と申もの一刃兩斷にやられ候よし町人くじ申

出候所私か裁判致其違懇と申事に御坐候

出立致候間歸着之上

義郷の事前段不申上一昨日高杉晋作歸り候間直に御聞可被成候同人は度

々應復も致し金の事は便宜を以入用之節差贈り申候決る杉より返済に及

候儀には無之事と被存候十に九命は大丈夫とも存不申候（以下欠）

（此書は安政六年十月の頃木戸孝元が友人に贈りたる草案の断片なり）

○

一筆致啓達候

殿様益御機嫌能被遊御座昨十五日御老中御連名之御奉書御到來御用に

付今日被遊

御登 城候様申來候に付朝六ツ半時之御供揃にる毛利讃岐守様御同道被

遊 御登 城候處被爲任

中將候段別紙之通被爲蒙仰恐悦至極奉存候誠に以御家之御面目此時に御座候右に付

殿中は不及申御屋敷内一統御賑々敷難有かり申候於其表

若殿様益御機嫌能被遊御座右御到來被 聞召上御満悦可被 思召下以奉

恐察候將又各様愈以御堅勝被成御勤珍重之御事に存候爰元各儀無恙相勤

申候間御安意可被下候右恐悦に付る諸向御用繁至る取紛罷居申候御賢

察可被下候右爲可得貴意如此御座候猶期後喜之時候恐惶謹言

十二月十六日

檜崎善兵衛

景平花押

桂 小五郎

孝元花押

福原庄兵衛

俊花押

石川庄助

真臣花押

尙々幾重も奉恐悦候申も疎に御座候得共寒中御氣色御用心肝要に存候此度は各より留守状をも差越不申候間孰も無事之段乍慮外後付之者

被 仰付御傳へさせ被下候様致御頼候以上

白井小平太様

柿並市太様

三戸茂内様

益成彦十郎様

波多野新藏様

御書面之趣致承知下以奉恐悦候恐惶謹言

正月七日

池上馬吉

宗秋花押

波多野新藏

之直花押

益成彦拾郎

時之花押

三戸茂内

信久花押

柿並市太

正平花押

○世上之風景も夕陽暮雨と差向き不一方御時勢と奉存候爰許諸藩之形勢熟

覽仕候處水薩等は大臣之面々に有志之者も有之隨一藩興起閩藩之議一

定仕候 尤水は岡田大場武田之三隠其外美濃部等之重臣大義を維持し鼓舞仕候得ども未

多少之奸吏等有之蕭牆之禍も自然難計爲天下竊痛慨仕候薩者近來島津周防島津

左衛門等之如き賢大夫内外に相控爲其外大小侯多少有志之御方も有之候様被相

考候得ども格段に相揮候様にも不相見然處於本藩も（以下闕く）

（此書は木戸孝允か友人に贈りたる草案の断片なり）

（前文缺）

○勢に恐れ延引仕居候よし至笑々々

（安島は水戸藩士安島

帶刀なり）

幕彌暴頼三樹橋本左内も先日斷頭實に可憐安島且橋本等は死時も尤自若
人々惜まぬものなし橋本は格別御尋無之會る當人方へ書生と申入込居候
所同人上京留守筆筒中之手ごりを盗取出奔致し候右のもの愚物様に砲
術心懸居候間右手ごり中に新製砲術譯書等有之候故其等之事と存居候所

例之間物に在(以下缺)

(此書は木戸孝九が安政六年八月友人に贈りたる草案の断片なり)

拜啓彌 御忠勤奉大賀候先夜は法外大酒萬失敬申上奉恐縮候借は村田蔵六より測量御買上げ之儀御用所之相願候趣に在代金之所有備官より昨日にも政府之差出し候様との事に御座候所昨日は御同役先生方にも御多用候哉銀箱御藏出し御六つヶ敷今日は是非と存候所今日も何歎御多用之御様子然處前條之次第に付今日は差出し不申は彼是不都合にも有之必竟は何事速に相辨じ候方處々仕合候次第故萬々乍失敬先生方へ篤御談合被成遣可然様相願度罷出候る悉曲御話可申上之處客來彼是取込居候付一應書中を以御願申上候勿々頓首九拜

仲九

藤兵衛様御直披

小五郎

(藤兵衛は長藩士波多野藤兵衛なるべし)

(竹内は長藩士竹内正兵衛なり) (良藏は來原良藏前に出づ)

乍失敬竹内翁之可然御致聲奉願上候所詮法外之無沙汰已仕候内輪にも此度は丸々書狀差出不申候間自然良藏にも御逢御坐候は、無事之段御傳言奉願上候頓首拜

(月日宛名署名共に缺くも來島又兵衛に贈りし書なり)

今朝御答申上置候候處御熟考被成遣候哉老臺御内願之趣も今日相運申候哉鳥渡御尋申上見候陸山翁へは君意之處御懇切に御陳述被爲在爲國家奉祈候何分にも内外とも目途相立候事無之暮る、待候形に在實に悲歎に堪へ不申候何分にも御工風之上御盡力被爲在度奉存候爲其勿々頓首拜

二十一晩

丘老 臺密呈

木戸孝九文書卷一 (安政六年)

六十七

圭

(丘は岡義右衛門前に出づ)

○ 新禧芽出度先以

列宮倍御機嫌克被遊御超歲恐悅至極に奉存候將又

老兄始御滿堂様御揃御壯榮被爲成御越年欣喜不少奉存候二私も舊臘三日夜より疫症相煩甚難儀仕所詮生活も無覺束と覺悟仕居候所不計廿六日より快方の傾き漸々と氣分も宜敷相成且々加年仕此節筆も取られ候位故不遠中全快可仕候間乍憚御安慮奉願候其故昨年十一月廿七日御書狀舊臘中旬前に相届候得とも逐一御答も不得仕失敬至極御高許奉願候龜之進様にも頓に御歸着此節は御折合被成乍然余程之御在府故積る御嘶も御盡被成間敷と奉恐察候

一 江戸と近來別に替り候事も是なし私も外出不仕候故諸事耳に入兼申候彦根は今にむちやくちやに暴權を取り居申候紀州人善介と申者啖咭利人と東海寺に同居致し漂流後全蟻人と相成彼の通辨役を致し居至る心實

不宜ものにも所詮彼を笠にきて

皇國を輕じ候様子なぞ有之候様子然る所四五日前右東海寺門前より壹丁程の所に暮方女子のハネをつき候に戯居候所を後より短刀に刺貫其まゝ短刀を刺置候といつくともなく逃去候よし誠にきびのよき事致し候

一 御昇進も有之候得ども私不快最中に邸中のさわきも覺不申今更恐懼之事に御坐候得ども今年に限り候儀にも有之間敷遺憾に奉存候近來絶る愉快と申事は無之不平のみに消光仕候

一 松陰先生の事如何にも難忘幕より申來候由に墓石を取拂せ申候姦權可惡病中には御坐候得ども舊臘十六日は四十九日故聊いとなみ可仕と兼々存居候所豈計

上之御恐悅に所致不得仕實に混雜千萬之世の中大道何れに有之候哉痛慨之至御坐候

一 老兄今春はどふか世子御供に御出府之御様子屈指相待居候何か相

(前田は前田孫右衛門前に出づ)

應之御用御座候は、無御用捨被仰聞候様奉存候其實は福原如御存人故上に此留守には丈夫之ものを差置候方可然と被仰候由に遂に老兄に相決候由一入御面目にも御座候得とも不容易御苦勞之儀と奉恐察候私も余程遅耳に承り申候次第に近より彼是御繁多と奉存候前田とも此節は頻に御新話可有之と奉存候江戸邸も前田翁着後は一揮仕此節は上始第一に御作興被爲成候故御手廻頭記録所御直目付御小姓中等其外統陣甚盛に出精仕候御國日に御隆盛之由一段之事に奉存候 江戸一入盛に相成候は大に地方之御力前田着後より之事御座候

(横山源四は長藩士横山源四郎兼重は同藩士兼重讓藏なり)

一 横山源四之事度々井上周布且兼重は口のみすいくなるほど申候快復仕候外相成候得之此度之書面之意味も篤と私より政府論じ可申候實に氣の毒千萬源四は申遣候様も無之、老兄より御序之せつ可然御致聲奉願候私今一月も早く出府仕候得ば此變は有之間敷と残念居罷居申候
一 私兼々ケベエールカラベイン根付時計懇望に御座候故横濱に心安き

同心通ず御座候間先達此段申遣し候所小判被差越候は、極内々に拾兩のものを五兩に求め差上げ可申段吳々申越し候に付是非求め候積り御座候就は實は國內資金を彼に渡し不宜事に御座候得とも別に武器を求め候に付よき手段無之且又國の金子を三拾兩位取出し候とも武器は手に入候事故左までの損にも無之乍恐御昇進に付候も一萬兩位は御散財も有之候ケベールカラベイン時計書籍等求め候も私だけの御昇進故御頼旁申上候右に付御存之武兵衛と申もの早速に心遣致し候 老兄は御願仕送方仕候様申遣し候間もしも老兄御出立前にあもよろしき便御座候は、御送り可被遣候もし幸便無御座候は、乍御面倒御持來奉願上候御國にても小判壹枚は壹兩壹貳歩も可仕哉と奉存候成丈世間の内々に被成遣候様奉願上候重々御面倒之大失敬奉恐入候得とも急に金子の儀申遣悉細之儀も一通りは申遣候得共右武兵衛仰天仕候は私も甚掛念に御座候間決不損失之儀には無之且壹歩銀貳朱金なぞでは捌け不申段御暇之節被召

呼御教導被成遣候は、無此上難有奉存候尙又實は一日も急き候事故一時も早く心配致せと今御一言御そへ被遣候得ば是で十一分之仕合奉存候何分にも此儀可然奉願候武兵衛より念に老兄之御手迄差上げ置候得ばつまり御出府之節御持來奉願上候必々いづれにも御内密に被成遣候様奉願上候格別がまい候事も無之儀に御座候得共兎角世間惡念多きには込入申候右年頭御祝詞且御願御答旁奉呈候余は期後便候恐惶謹言

正月十二日

允花押

尙々乍筆末御滿堂様龜様は可然御一聲奉願候右金子之儀は良藏とも内々相談仕候所

老兄は御願仕候より別に手段無之不得止重大御面倒之儀相願萬々奉恐入候乍然何分にも可然様偏奉願候世間は何卒御内秘と被成遣候様奉拜候九拜

允九拜

（政久は來島又兵衛の名なり）

政久老大兄平安極内密

彌御壯榮御揃被成奉欣然候二私追々快氣仕且々昨日戸口外に出申候間乍憚御安慮奉願候病氣之段開召余程懸御心頭被遣候由御深意千億難有奉存候御滿堂様龜之進にも可然様奉願候借先達十兩金替せにして被差登候段被仰越委細奉承知尙御金子方より其後十兩受取五兩丈け井上は渡余五兩丈け私拜受仕候此段御承知可被遣候三月末には御出浮と存相樂居候所今一月御延引に相成候由甚失望仕候御邸中調練も余程盛稽古人數大に出來立申候別には絶る快事承り不申候時に先便申上候判金之儀何分可然奉願候老兄之御手迄武兵衛より差上置候様私より悉敷武兵衛へ先便申遣し置候處如何仕候哉左候得はつまり乍御面倒御出府之節御持來を相願其中幸便御座候得ば十兩丈け御送り方被成遣候得は難有奉存候乍去達る申上候儀には無之兎も角も右武兵衛より老兄御手迄差上げ置候得は大に安心仕

候判金直段相上り候と申風聞此節頻に有之尤宮木などは先頃より一枚壹
兩貳歩位に求め申候未定論は不承候得共二兩になるの三兩になると
申候いつれ御國も壹兩之上は余程可仕候得共爰許よりは下直に可有之機
會を失候と又銃も時計も手に入がたく御國も爰許風聞相通じ候と自然手
に入申間敷何分右武兵衛早々心配致し速に御手迄差出候様存居申候もし
又右人御伺仕候は、此段御一聲奉願上候乍然世間には必々極内に被成遣
候様吳々御頼仕候先は右御願旁奉呈候其中時下御自玉第一に奉存候恐々
九拜

正月廿四日

五 郎花押

尙々陸山実翁清旭竹内諸君子へ可然様乍失敬御序之節御傳言奉願候何
分にも本文之儀可然奉願候拜

又兵衛老大兄拜呈御直披

(來島又兵衛宛なり)



(琢磨は長藩士村上琢磨なり)

拜啓
各兄御揃御壯剛被爲成御勉勵乍陰欣喜不斜奉存候二私も依然消光仕候間
乍憚御放意奉願候且先便琢磨事逐一被仰越奉敬承候私出立前も深く申聞
せ置候處年若とは乍申未一月も不過に法外之大醉亂暴行成差置候は爲
一卒いかばかり乍恐

(森重百合藏は長藩士なり)

上之御厄害に相成候哉も難計御安慮御尤之儀と奉存候然處彼父惣馬と申
者年少より此道執心九州邊修行仕尙又森重百合藏の聲名を聞貧困をも不
願罷越修業仕遂に得免許をも門弟を引立琢磨儀も亦齋藤に入塾させ彼之
深志自然相顯れ舊臘遠近方々被召出勅負どのよりも過分之賞言有之彼始
門弟一同感喜奮興仕且主人豊前よりも一人ふちとか琢磨爲稽古料増候由
其はなにを琢磨江戸より被致放逐候を歸り候ては一日も面目無之段申參
り甚歎息仕居申候故可憐事には御座候得ども手段なく實に歸し候は朝
之賞言も夕には如水其なり差置候儀塾之規則に對し候も不相成今一應

(來島翁は來島又兵衛なり)

乍厄害先生の相願學僕中之學僕位にして先生之用事外他出も不爲致候亦些困候は、一新も不仕と存來島翁にも及相談候處其外手段なく可然と被申候故此度先生にも別紙差出し申候間被仰合可然奉願上候私もやりが、り故善と惡と何れ終末迄道をつけ不申亦は不相成如是當用外之事には込入申候琢磨を大叱可被成遣候何れ如此もの大有用之ものには不相成其故只善人になり持前之藝を出精仕候得ば其でよろしく申上も乍疎左様御致意被爲成御鞭策可被成候先は右御答旁奉呈其中時下御保護第一に奉存候九拜

二月廿日

小五郎花押

(要藏は長藩士大田要藏なり)

(吉村以下の諸士は齊藤塾生なり)

尙々要藏君先達より度々御投書難有拜見仕候不相替御勉強と大欣喜仕候藏六も先日出萩近情を聞申候此度は急便故御塾諸君へ書狀差出不申候間吉村清水吉田淺野五十嵐高部河村其他のよろしく御一聲奉頼候諸兄中高杉氏家服部尾寺の御逢被成候は、乍失敬可然御致聲奉願上候

(龜之進は來島龜之進にして以下皆共に長藩士なり)

申上も乍迂遠御健剛に益々御勉勵奉祈候昨日も貳本にて後水尾天皇御製
皆人の上目かつく横に行芦まの蟹のあわれ世の中
と當今時世逼迫日に其處致つみ不申では不相成に上から下迄あわれ世の中入り入申候各兄幾應にも初志御貫通奉願候拜

龜之進

五郎

經太郎諸契兄

榮太郎

要藏

(麻布御館は長藩麻布邸)
(齊藤は齊藤彌九郎なり)

最早稽古相濟候哉私今朝麻布御館に出歸り懸奔走仕少々草臥申候間齋藤に些些休息仕居申候格別御手間どり不申候は、御供可仕候九拜

(來原良藏)

三月一日

良藏 様御内披

小五郎

○

明後廿一日劔術稽古始之儀麻布御屋敷物筋に御通し有之候哉左候得は今日今一往齋藤へ乞合人数等之儀も承置諸仕向如例申付可置速急に申付候と兎角不運に毎々込り申候何分之御答被仰聞候様存候已上

(齋藤は齋藤彌九郎)

三月十九日

尙々廿一日双方共差岡無之候得は晴雨に不關尙刻限等之儀逐一に申遣し置度御氣付之處可被仰聞候已上

稽古場

仕構之事

稽古人數へ

仕向事

道具取人之事

來原良藏様

桂 小五郎

(裏書) 御面書明後廿一日劔術稽古始之儀昨日麻布にも申遣し内外とも故障無之候間右様御承知夫々御仕向之御沙汰可被下候以上

乃

尙々昨夜は嘸々御草臥別る御苦勞之御事何共御氣之毒之至り不惡御思し召置可被下候以上

下 來原良藏様

上 桂 小五郎

○

彌各兄御安全欣喜不少奉存候然は三月三日之大快事追々御承知嘸々御欣悦と奉遠察候此好機會に天下之賢諸侯を拔擢致し舊弊を一洗仕大道を明に致し候得は又一治世に復しられ可申候得共姦老中愚俗吏中々其等之處には少も無係知爲已に同類をひき此度之裁許も余程無道を以強い候よ

し此一決次第時勢如何大變仕候哉外寇も有之實に
皇國不容易儀に御坐候得共一體是迄大平之柔弱に萬端姑息之事のみ多
く英斷と申ものは絶無之途に今日之姿相成候故一振致し熱血之中より
なり立候方却る

神州之元氣を引起可申と唾手相待居申候乍然私性質狂氣輕燥に平生と
非常と相違可仕哉とも難計一心勉強仕候此度十七義士之中にも佐野竹之
助と申人當年廿二歳にいたく戦い創も數ヶ所有之よしにて脇坂之門中
に死すはだ着に朱に

敷島の錦の御旗捧けもち

皇御軍の先駆せむ

と記し居候よし實に感涙に不堪次第に御坐候乍失敬兩大兄兼々御病身人
道忠孝より先なるはなし何卒御自身御保養被成候御堅剛に御成り被成
有事之時は平生之御忠勇十一分に御奮被成候儀乍陰奉祈候且又兩兄方兼

々御東遊之御思立有之候處此春之稽古人數中共に御出浮は無之哉尤稽
古人數中御坐なく候は御願被成候御修業旁御東行は如何哉御出浮之
上は御同居仕ともいか様とも御世話乍不及可仕候追付
公臺御歸國に相成候得は良藏其外壹兩人之同志も悉く御供に可罷歸實
に今日之勢片時も眼を離し候は不相成況
世子も直に御出府被遊候得は尙更之事に御坐候御果斷是祈候其中時下御
自玉第一奉存候草々九拜

三月仲十

尙々高杉久坂福原諸子此度之一條不容易喜悅と想思仕候福原子は東行
は出來不申相成候得は兩兄方より御談し可被成候草々拜

八十郎 兩賢兄几下

富太郎

小五郎花押

(長藩士高杉晋作久坂玄瑞福原又市なり)
(長藩士佐世八十郎富太郎なり)

拜啓彌

御壯榮奉大賀候二に私且々消光御休慮奉願候爾後府下も都合平穩と申唱候内々實は兎角不穩候備は一昨日御飛脚參り候所一向 老兄之御起居相分り不申故実翁にも相尋候所同しく不承知之様子如何之御都合に御座候哉頻に數馬輩と御噂仕候御屋敷中稽古事且々引繼候る仕候得ども中々一倍骨を折不申るは不相成近來數馬大に奮發致し大に相助け申候毎時同人御勅中之と御噂仕居申候榮等漸相調明後日榮開仕候心得に御座候先は御起居御尋申上度眞之一筆奉捧候其中御自愛第一に奉存候恐々頓首

三月廿四日夜

允

尙々乍失敬竹内翁に可然御傳言奉願候近來大に無音已仕候拜

又兵衛老臺御直披

段々御嘶申上度儀御座候に付今朝爲相伺候所最早麻布御屋敷に御出かけ

(実翁は六月九日兵衛なり)
(數馬は長藩士奥平數馬なり)

(竹内翁は竹内正兵衛)
(來島又兵衛)

(山田宇右衛門は長藩士なり)

(乃木初太郎は長藩士なり)

之御様子にて残念萬々奉存候昨日山田宇右衛門よりも色々言傳有之候に付委曲御談合可仕と存候所御出に付候るは直に委細同人より御聞取可被遣候御歸り之上何も御嘶可仕候且又乃木初太郎儀も御供人數にして御國表に差遣し候方可然哉に山田噂有之申候就る一先有備官入込み御沙汰速に相運び不申るは都合よろしからず此趣老兄よりも山田に御催促可被成遣候先は爲其勿々頓首

三月廿四日

桂 小五郎

來島又兵衛様急々

○ 華翰御投送致拜見候些御不快之御様子如何之義に御座候哉甚御按じ申候御保養第一と御座候就るは被仰越候ごとく先月三日曉櫻田於御門外三戸士十六人薩州一人赤門出候を待請遂其印を舉げ候る其場所逃去尤一人は其所に討死致し備前様御屋敷前龍之口に於以上同日四人相果申候脇坂

様門中においても自首に出佐野介四郎と申人深手を負痛所に堪へかね相
果候由はだ着へ朱に

敷島之錦之御旗捧けもち皇御軍之先かけそせん 記し居候様子實に憾涕
に不堪事にて御座候此舉之統領は高橋多一郎と申人と申事に御座候此人
は先年水府之郡奉行を勤居候人にも才名有之申候残りの人は一度一同細
川公に御預けに相成候處如何之義か處々の御預けに相成申候高橋は京都
へ首を持候て参りしと申説有之申候昨夕之風評にゐは大坂天王寺に自
殺致し候と事も有之又京都本能寺に自殺と申説も有之申候此上時勢如
何相變候哉難計五六日前久世大和守様閣老被成申候段々井伊派之ものは
左遷之様にも相見申候水土などは至極不評判に御座候井伊家にも家老共
も不殘出府致し候由御家は別條無之と申説有之候得ども今以なたる事
も無之故世間耳を側居申候實に三百年來之大平血をもつてそゝき候も却
るよろしき哉とも被存候老兄にも御様子次第一往御歸府如何御待申候い

つれ又々後便可申陳候何分御用心第一に奉存申候草々九拜

閏三月九日(萬延元年)

尚々竹田修理も當節出府に御座候以上

忠右衛門様

五

郎花押

(忠右衛門は長藩老臣浦朝貞の家臣なり)

義士とも閣老其外諸子にも差出候書晝頃迄拜見は相願れ申間敷哉奉伺候
相成儀に御座候は、伏す奉歎願候尤只今御手元に御坐なく候得は歸り次
第にも宜敷候間何分奉願候九拜

閏三月十日

桂

尾寺様願用

(尾寺は長藩士尾寺新之九なり)

兎角御無沙汰申上候彌 御清福奉恐賀候然は先頃入雷覽候留魂録御手寄
に御座候は、此奴え御渡させ被成遣候様奉願候先は爲其草々九拜

(留魂録は吉田松陰の著なり)

木戸孝九文書卷一 (萬延元年四月)

四月念四日

夕日割

小幡 様拜呈

二十五日 月日割

桂 上、
様

頼三樹太郎

(小幡は長藩士小幡彦七なり)

高許

拜見留魂録大に延引奉恐入候乃貴价へ付候間御收手奉希上候い細拜眉萬々可申上候頓首

即

桂 様

小幡

(裏書にて回答せるもの)

新禧芽出度先以
列宮倍御機嫌克被遊御超歳御互奉恐悦候將又
各兄彌御壯榮被成御越年奉恐賀候二儀舊臘疫症にて甚難儀仕死生も難計

(入江杉藏前に出づ)

御坐候所廿六日より快方の傾き且々加年仕此節漸筆を取られ候位に相成候故近日中全快可仕乍憚御安慮奉願候昨年は度々御投書逐一御答可仕之所 松陰先生之儀は不及申始終不平のみ多く態々筆を取りて申上候程之愉快は絶無之且又杉藏之儀先生被申置候事も有之候と承り候故尙更於御國御嘶仕候言相貫可申と周旋仕候得とも先生御書下け之次第不分だのなんだのかだのと所詮六つヶ敷其故幕之書面手に入度と存種々手を廻し候得とも此度之儀は姦權とも私意大不正之廉多が故極秘に致し世間の洩し不申候橋本頼も同様一圓もれ不申候乍然たとへ右書面もれずとも脱獄之儀周旋相貫可申と存候然し舊冬より彼是五十日程も丸々外出不得仕候間近來政府よりも何事も承り不申候快氣次第催促可仕候 御國當節之形勢如何御坐候哉後便御聞知奉願候且又今春は是非兩兄共御東行奉待候岡部兄申上候留守の御同居被成遣候段先便被仰聞奉承知候嘸々萬事可蒙御高情何分可然御氣被就られ候様奉願候佐世兄申上候家大人様始御満堂御

(橋本左内頼三樹三郎)

(岡部富太郎)

安榮可被爲居所詮御存之懶儒に御無沙汰のみ申上奉恐縮候乍失敬可然
御致聲奉願上候先は年頭之賀詞且積る御無音御詫旁奉呈候余期永日之時
候恐惶謹言

五月十七日

小五郎花押

尙々乍失敬御同志方へ可然御一聲奉願候拜

八十郎

富太郎 兩大兄床下

(佐世八十郎岡部富太郎)

見分御座候に付翼兵之もの不殘罷出候様沙汰仕置申候間左様御承知可被
下候已上

五月十八日

尙々桂右衛門英學先生へ入込之儀相運申候哉可然様致御頼候以上

又兵衛様

小五郎

(桂右衛門は長藩士なり)

(裏書) 桂右衛門儀は本人に御ざ候哉只今入塾之儀相運候以上

御面書致承知候別紙夫々受取り申候尤御藏元付の和市郎□□の吉右衛
門銃陣泰助より已下之役付に相當候哉与心得候る矢倉方聞合表通り致沙汰候
間右様御心得迄に御ざ候以上

則

彌 各公御壯榮奉大賀候借今日新錢座調練之處昨晚以來之大風雨只今の
様子に御は定御延引に可有之則今天氣に相成候共泥路に御自然出席も淋
敷候間大夫且各公御出之處御延引被成候半可然と奉存候尤是に御も人數
不相替罷出盛に御座候得ば新錢坐より御邸に申上候都合に御座候然し愚
按にも多分今日は寂寥たる模様に被察申候先は爲其奉呈候頓首

七月廿三日

尙々過日ま參上大に御馳走に預り意外に大醉仕難有奉謝候頓首拜

（來島又兵衛）
（左兵衛は長藩士内藤左兵衛ならんか）

亦兵衛様
左兵衛様拜呈

○ 議定書

當今之勢世間億萬之人士視見する如く夷狄縱横に跋扈加之内姦吏私を營み天下日に切迫眞に皇國未曾有の御最大時幕府御安危之決定に一介の草莽と雖累世御明德に奉沐浴候もの不顧身命盡力可仕候は勿論就るま鄙生我々の如きと雖とも益勉勵致し公平正大一點の私意を不挾爲天下熟慮仕御相談申候違背有之間敷違背於有之ま可神罰依る血判如件

萬延元年八月

松島剛藏
桂 小五郎血判

（松島剛藏は長藩士なり）

（水戸藩西丸帶刀等宛なり）

越 惣太郎殿
西丸帶刀殿
岩間金平殿
園部源吉殿

先刻は御邪魔申上候今日は至る淋しく御外出ともは如何に御座候哉御都合次第御供可申上候爲其勿々頓首九拜

仲八

尙々げびか致し度自然外出之念發起仕候拜

大和 様御内披

允

（裏書）
高恕

御面書難有奉拜讀候今日は外出不仕覺悟に御座候處賢兄御外出之思召御座候は、随分御供申上候今日は此風相に付遠方は決る御斷申上候外なく

木戸孝九文書卷一（萬延元年九月）

九十一

（大和は長藩士大和彌八郎なり）

ても随分内々も工風相成候間兎も角も御出懸可被成候様奉待候御請以上
乃

尤觀量ならば尙宜敷決る本氣に申上候は、御引け可被成候以上

允 様御内披 大 和

土屋平四郎野村作兵衛皆長藩士なり

土屋平四郎も無事に着仕候蘭學先生同舎に爲仕候決る係念仕候儀は無
之故此段矢之助へも御序ませつ御致聲奉願候

野村作兵衛便りに御書狀相届奉拜見候彌

御壯榮奉大賀候

御國日々御盛に相成候由不容易御配慮と奉存候爰許都合無事萬事御在府
之ごとくには參り兼甚残念に御座候御送り之御上下體に相届御間に合候
様幸便に差送り可申候水府之人薩邸へ駈込候儀追々他より御承知と奉存
候先日當中納言様御歸國被成候に付郷士社家其他有志之もの警衛として

祖式宗輔は長藩士なり

私に四百人程出府仕候由薩邸へ駈込候部も其中之ものと申事に御座候江
戸も日に逼迫勢自然騒々敷御座候來島又兵衛逐下しの風評頻に御座候於
律不得止儀に御座候は致し方も無之候得ども只今歸り候は實に邸中
は瓦解之勢甚残念に御座候一體之筋合委細不相辨先日當人の逐一相尋候
所當人申分に於は格別大律を犯し候様にも被考不申存候委細書面に認さ
せ申候に付老兄迄差送申候間御熟覽之上御同意に御座候は、可然御周旋
被成遣候様奉願候爾他別段申上候程之儀も無之近日祖式宗輔出足仕候故
歸國之上委細御晰可申上候先は爲其奉呈度其中時下御自玉第一に奉存候
草々九拜

九月廿日夜

尙々乍失敬佐世岡部へもよろしく様御致聲奉願候拜

良三老兄 小五郎拜

(來原良藏)

拜啓先以

(豊前は長藩老臣毛利豊前なり) (宋來は六戸九郎兵衛來島又兵衛なり)

列宮倍御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候將又老兄彌御壯榮被爲成御精勤奉恐賀候然は今般私儀兵庫御備場惣奉行宍戸備前殿江戸詰居中手元座之御用取計被仰付候段於御用所豊前殿被仰渡難有奉存候今度御用處邊に別段に御禮狀差出不申候間乍失敬可然様御致聲奉願候御府内も殊の外騒々敷委細は宋來より御承知之事と奉察候荒方は別紙之次第に御坐候いづれ此姿に於は時勢甚六つヶ敷御意專要に奉存候

有備官びくにおゐて蟪川小次郎宮田兵馬石津潤八輩徒黨之巨魁と相成蜂起仕候政府よりも御承知尙來原にも委曲申遣し置申候間逐一御聞取被遣候も早々御決局奉願候於私は公平正大と心得居候得ども自然正義を缺候儀に御座候得は嚴譴を蒙り度如此儀匹夫爭論之如く手を打る相濟せ候様なる曖昧之儀に於は如何程御作興有之候とも百年相待候とも氣節と申候事は思もよらず御手當事其他大半途に御座候得ども不快にも有之候に付近日

より引込申候心得に御座候間早々御決局被成遣候様偏奉願上候諸事半途の所は歸國之上如何様にも嚴重に御咎被仰付實に糞土に坐し候心地堪へ不申候先は右御禮且此御頼旁奉呈候其中時下御自愛第一奉存頓首九拜
十一月念十
小五郎

允花押

(武田耕雲齋大場一眞齋なり)

(麻田は周布政之助なり)

尙々御自玉第一に奉存候何分にも御決局速に相運候様偏奉願上候且先達より申上置候儀御運に相成候は、段々志を繼候ものも可有之九番船之儀は如何哉三番船は會津に借用仕候水府も今度之儀に付武田大場等も出府仕候御差送り相成候御國鏝は其々□□届申候拜

麻田 老 臺拜呈

(裏書)
再白爲國家御自重專一に奉存候齋藤父子に御相對候は、宜敷御致意猶先日贈物之禮厚く被仰傳可被下候是よりも何そ品物を以音信を通度候得共

御表諭難有薰誦

多忙に取紛不果其意候間可然様御取成置可被下候奉頼候以上

公上益御機嫌克奉恐悅候將亦貴兄彌御精勤之由至祝候□□以後一書をも呈上不仕失敬に打過候段眞平御海寛可被下弟も不相替疎懈に暮候付御放意奉希候偕先達之以來追々御建白之廉被相行有備館も相應に成立火入調練も可相調趣一段之事に候然處波瀾起り懸御心痛之趣肉來よりも申越猶來良之御書中を以致承知委曲霜臺に申達直目を以及

（霜臺は長藩士益田彈正をいふ）

君聽候間追付何分之御裁斷被仰出に可有之弟存意には貴兄御心膽御練磨之時節此時と存候五六十員之壯輩御引請候起臥飲食を同じ節義才氣を琢磨するは實に容易ならざる事に候他人を引立候よりは自身言行一點之瑕も無之様との心遺素より御苦心之事候得とも時勢切迫に付は一入御苦心一兩人なりとも造出之御目途相立不申は貴兄御奉公の廉目立兼可申候爰許にても練兵場の武學寮之體に入込三十人余來良引請候練

磨仕候處隨分苦心と相見申候御國鏝相達候由御配慮奉謝候日本史は弟收藏仕居候も稗益少く候付練兵場塾に差出置可申と相考申候幕中此節御見込如何候哉何分國是相定不申は邊鄙之防長逆も甚不安心之至に候乍爾於弟は先年來之持論有之公武御熟和航海御開き五大洲に押出し御國體屹と相立候様御處置有之度儀正氣鬱結之余内亂を生し候は外人之笑を招候計に一益無之本邦往古之

御國風を只今回復不仕は永久相續き相成不申儀眼前之事に付幕中は兎も角も富國強兵足食足兵之術而已動れば持論俗吏腐儒に相解候は矢張小波瀾を生し氣之毒なる事も不少候

君前に弟か名を申陳國家之大罪人と講彩仕たるものも有之由弟心底におゐて更に國家に負候儀無之候得共腐儒共考違より弟か小過を申立尾に尾を付たる事と相見勿論

君聽には御留不被遊御様子萬奉感銘候有備館には都合精撰之人數被差登

置候得共此度體波瀾出來爰許多人數之中には東西不分之者別多く有之笑止千萬御察可被下候當節開國之議大きに被行鬱結之正氣を海外に押出候は、鬱氣一伸し随ふ人々才識も開け可申何分床丈之如く飲食を争ひ候計に識も才も節も義も腐敗いたし候は皇國は外人之有と相成可申其期に至り防長丈け成共踏留候様有之度候得とも其期を待候は期に後れ可申に付何卒開國之議速に被相行候得かすと所祈御座候列藩諸有志如何見込居候哉徒に夷人を殺害し夷宿を亂妨に及候杯は正氣結滯不得止下策に出候ものに可有之夫よりは海外に乘出し才を開き智を磨き本邦固有之氣節を押立候は富國強兵之術一途に心を用候は、人々智覺體に相成事に應し物に觸候は相當之處置相調可申候天下之勢は吾より之を制し不申候は勢に押流され終に沈溺可仕最早不得止時節に付君上御處置振は有之間敷哉と夜白煩念に堪不申候薩越は如何哉御承知之儀も有之候は、被仰越可被下候九番船之儀先御見合置可被下候此節庚申

丸乗出之手段最中に付餘り大手を廣げ候は力屈不申候庚申丸一艘にも腐儒俗吏一向目途相立不申動は弟の責懸申候乍爾航海之持論追々諸向に申觸し順序を追候は小より大に向ふ策略心底には一時も忘却不仕候間其段は御安心可被下候來歸國に付萬端肉被仰合候は世嗣君次に宍大夫御輔翼有備館御勵磨是即他日貴兄御事業成就之基當今專一之御事と奉存候

十二月廿四日

翼拜復

桂賢兄足下

○ 拜啓嚴寒之節先以列宮倍御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候將又老兄彌御壯榮被成御作興珍重之御事奉存候然は今般私儀兵庫惣奉行宍戸備前殿江戸詰居中手元座之御用取計被仰付候段被仰渡難有奉存候○御府内も當節誠に騒々敷頻に水

(美濃部は水戸藩美濃部又五郎なり)

府より五六百人も推出夷人之居所尙横濱等打潰し候なぞ之人評甚高く十八日尾州公礫邸へ御出に種々御説得有之候由其に付美濃部其外重役之者俄に御國へ出足仕候様子上巳之節居合之人物も此節段々出府仕居如當節姿にあらはれ了簡は仕間敷様被考申候有志之者は是非先君之御遺志を繼候心得に中々止勢無御座氣節浦山敷風俗に御座候廿一日夜も何事を被聞候哉閣老急登城御普代家は大方不殘屋敷居合之人數を以御差圖次第甲冑之上の火事羽織を着し急速出張仕候様御沙汰有之候よし講武場にも御目代方早馬に被罷越御城警衛等夫々に被申聞せ候所劍術教授方井上八郎輩夷人警衛之儀は推御斷申出更に承伏仕候氣色無之御目付も大に當惑仕就るは種々混雜仕候よし井上は急度被罰候世評有之申候兎も角も井上輩は勇々敷人物に御座候○過くる六日堀織部正割腹英佛對州拜借之儀に付き閣老安藤と大に論じ候事及于茲候説有之申候いづれ近々委曲相知れ不申折角之人物は端から如此次第長歎息之至に御座候○今度有

(木梨は長藩士木梨平之進なり)

(林彦五郎山田雅輔は長藩士なり)

備官におゐて徒黨仕候其根元は初秋年長之部三兩人兎角少壯之ものを誘引致し燈籠俄等見物旁吉原へ罷越九ツ八ツ時頃に歸り候儀度々有之其上自慢らしく塾内に觸ちらし候様なる儀有之候に付不得止別固屋へ退塾爲仕禁足申付候尙一體蜷川小次郎宮田兵馬石津潤八輩は兎角作病等に諸事規則に乗り兼御先靈様御忌日等にも夜半迄歸塾不仕等之部も有之少壯之もの自然其風に染み氣節と申事は拂地無之實に歎息仕居申候然し其中にも木梨平之進などは少壯に氣節も有之於塾中も第一に勉勵仕候所弱質故所詮不快に難儀仕候已に此節も病氣に引籠居候所廿三日快氣之届に私舎へ罷越候所血色等も甚衰居折柄乃木初太郎も兼出精仕候故當日夕方御門外各同道致し候約束仕置候所頻に促し候最中故木梨にも行歩旁御門外致し候は如何哉と相談し候所同伴可仕由申候然しいづれも若輩計故林彦五郎山田雅輔輩は塾中世話もよく致し候故七ツ半時業間より罷出日影町に買物等仕薄暮に及申候故御大法も無之候間新橋の綿

屋と申げん中茶屋に鳥鍋に夜食相認酒も二三合相傾六時半頃歸塾仕候尙又麻布新錢座稽古往來之節道中に狼狽に立寄候儀私了簡を以相禁し置申候其は大躰稽古は日中に相濟若しも於新錢座等も時分に相成兵糧不用意之節は上より被立下候事も有之申候然し平生はいづれも兵糧用意先達於新錢座玉打之節九ツ時迄に相濟せ候約束に於大勢に於自然隙取八ツ半時にも相成候故上より被立下候次第に御座候然る處過る十一日麻布御屋敷へ一同稽古に罷越候所七ツ時過稽古相濟せ一同引取申候其跡へ四役之もの小隊入始り火入仕候もの十人餘罷越候に付筒等私僕へ持歸らせ林彦五郎乃木初太郎兩人殘し置薄暮迄稽古爲致御門外へ罷出候所夜に成寒氣も強くいづれも空腹之模様故豚屋に仕廻爲致候然處姦輩三四兼る落度窺居候所右兩條を以幸之事と心得平生規則に苦み候儒輩を先つ徒黨に引込左候る手段を以一兩人衆こゝかしこ呼寄せ一同申合せ候儀故不承知の者は即刻より諸事疏遠可致など若輩を威し徒黨を結び先當直

(小五郎は木戸孝九)

(白井は白井織部にて水戸の人なるべし)

を以木梨平之進病氣に未當直其届も不仕を御同道被成候は如何之御様子哉と穩に相尋候故當直は平生當人より相届候次第拙者は快氣之届申出候に付同道致し候次第と申答且徒黨之模様も粗相察し候故一大聲に於其外不審之廉御座候は可被爲申聞御説示可致若於小五郎正大に無之と被存候儀候は無容赦其筋可被申出と爲申聞候右に付別紙政府に差出候趣に於私にも御尋有之候に付如別紙相答申候矣來等何か周旋仕候様子然處圓滑待御徒黨中のものに被欺候哉私法を犯し候様^{は被考居候様}に被察申候江戸着致し候も差たる用事も無之に付待御は一度も行不申例の小人ぐせがとも存申候其は兎もあれ私心得には如此筋合相分り候儀兼御委任被仰付置候事故無用捨取計ひ兎も角姦物いか様沸騰仕候とも自反縮なれば反る後來之爲よろしくと存存分に相答候所圓滑等右の次第に於はとも不面白井原豊州とか巨魁を説示致し候様子たとへ穩に相濟せ候とも堂々たる士丈夫如此及議論候儀匹夫同様媒人の爲に手を打て相濟せ候

位に於ては百年相待候とも決る氣節と申事は思もよらず圓滑待御等か爲に御奉公仕候には無之候得ども官途之御奉公更に以無御座候間速に追下しに於ても被仰付候様麻田翁へ御談早々相運候様吳々御周旋奉願上候六七輩も竊に此度徒黨に組し候次第には無之筈に候得ども辨じ候事も出来不申不得止次第なぞと申通し候ものも有之候に付相叱し士之事に組し苟も如此輕薄之事有之候而士之大耻辱と申聞せ相退申候實に風俗如此汚下堂々大國往々如何と不堪憾慨也長待御は僕酷告之次第も承知故此節迄在府と氣節を鼓舞するの爲め一手段も有之候得ども是亦語を益なし先は爲其何分御周旋奉願候草々九拜

十一月念十

尙々時下御自愛第一に奉存候實に糞土に座し候こゝち迅速に御周旋奉願候黨に先引れ候人旧井要助井上小太郎輩御座候以上

（白井要助
助井上小太
郎は長藩士
なり）

允

（來原良藏）

良三 老兄御直披

○

黒田清之進

右今日槍術爲稽古有備館之もの同道奥平大膳大夫様御屋敷に罷越候に付御用切手被差出可被下候已上

八月廿二日

桂 小五郎

來嶋又兵衛様

（裏書）御書面致承知候黒田清之進事は稽古御門札所持之由夫に於ては如何御座候哉騎馬稽古与申分に於ては乗り付儀共に於て哉矢張り御門札に於て宜敷御座候間右様御授け可被成候以上

則

下 來嶋又兵衛様

上 桂 小五郎

松平主殿
守は島原藩
主松平主殿
頭忠愛なる

彌御壯榮奉賀候近頃は頓と御光來無之いか、被爲成候哉奉伺候借明廿七日松平主殿守様御邸におゐて寄合稽古有之候間是非御供仕度奉存候間當稽古場迄御來光可被遣候尤主殿頭様の罷出候は晝時よりの覺悟に御座候借亦御國狀何卒可然奉願上候誠に大封に奉恐入候得共無據仕合に御座候間乍御面倒御都合克奉願上候折れ糶三本分伊保布一反差出し置候間御受取置可被遣候尙拜借仕罷歸り御袴御持せ申上候間御受取可被遣候誠に延引仕大に奉恐入候其せつ差置候雨羽織せつた何卒御家來より御渡させ被遣候様是又乍憚奉願上候先は伺願旁奉呈候いつれ明日拜顔の上萬可申上候頓首

廿六日

尙々御袴大延引仕實に奉恐入候尊大人の御叱り共は出不申哉可然様奉願上候宮田より槍者共参り不申若し参り居候得は何卒鳥渡御聞せ被遣候様乍御面倒奉願上候拜

龜之進
來島龜之進

龜之進様

小五郎

明日は必々御待申上候拜

且又邸中も都合平穩先日有備官結黨論有之申候具に申上候にも不及具眼之人は且々承知と存申候乍然苟も學校において士人連結仕候義曖昧無量相濟候は萬縷御引立有之百年を誓候とも決る氣節相奮候と申義は有之間敷實私疎才固より任に餘り候義に莫大之御主意を繼承仕候作興仕候は度外之義とは願慮仕候得とも一日にても其席に坐し候得ば何卒士風勃興を日夜祈念仕居候處實に一朝一夕之事に無之風俗汚下御邸に限り他藩未曾有之稽古料を頂戴仕候態々以命御差出に相成候世録之面々丸る稽古道具等も不持來彼是曖昧に相濟せ轉もすれは病氣等を名とし引籠候亦小細工等を仕口糊半分之趣向に移り一躰士は撲實にして農に似たるを不嫌伶俐にして商に似たるは大に愧へき事故固より概見仕居候況哉

思召を以有備官御再興今年殊更入込被仰付被下就各蒙 命候專業之廉
を以一際出精仕聊報國之目途相立候様と相考成丈周旋仕候得ども一繩之
力如何とも難致を以稽古道具等も全備不仕聊たりとも 公事に苦勞仕候
得ば漫に金銀之事を語り規則漸嚴なれば忽怠廉耻之風掃地而無之然るに
林侍御丸々正氣之義論毫末も無之東湖云且夫物美者易消而惡者易常天地
之常理正直者憚而疎之邪曲者狃而親之亦人之常情也と乍申萬重之要路に
坐し國家破裂之際に立ち因循姑息終始曖昧臣欺君子詐親之風蔓延止時な
し實に不堪悲泣也村田清風近來之人物に卓識も有之伶俐狡猾風俗を掃
んと先以御奉公申上候得共尙此詩有り國歩艱難策未成忘身聊獻野芹誠才
疎萬事違人望德薄多年背世情咬月門前誰折石芽梅籬外梁斬搥撫松只托千
秋後有問清風答我名と國家之事真に容易無之古人も正人國之元氣元氣沮
絶國能久乎と實に士氣之盛衰は國家之元氣に係り候得ども痴魯私風情如
何様存候とも固より企及處に無之候且又孔明之心書逐惡にも夫軍國之弊

有五害焉其第一に結黨相連は大に嚴戒仕候諸葛すら如此乍然少を欺き弱
を威し結黨仕候とも其欺威に當然之理御座候得ば十分に蒙嚴譴度其上侍
御現に結黨も氣位よき事面白いてはないかと申候由窃に傳承仕居申候左
候得ば其一言にも他は不承知とも心中に果決有之候義と奉存候然るに曖
昧無量奴婢巷争之如し乍然有司に媚獻して機宜を取繕候義は固より平生
之志に無御座候雖俗吏知退而不知進事如是迄危險に立ち御奉公申上候て
御益にも相成間敷退候とも御益にも相成間敷候得ども不益を知て坐し候
は國家之不良なり國家之不良を知て坐し候は實に人臣之忍ぶ處にあらさ
る也濁流を清流に淪るも清流を濁流に淪るも忍さる處故に濁物を生て流
を清んと先心仕候得共嗚呼道遠右申上候次第故是非々々退官被仰付候様
偏奉歎願候 老臺は一朝一夕に御教諭を蒙り義に無之其道を御助け被成
遣候様千萬奉歎願候其中時下御自玉專要之御事に奉存候恐惶謹言

(此書は月日宛名署名共に闕くも木戸孝元が)
長藩政府の要路に建言書したる草案なり)

覺

一金貳兩

天野小太郎

一同壹兩壹步宛

渡邊源三

廻神彌七

一同貳步宛

井上品之助

末武寅助

原又兵衛

高洲梅三郎

國貞直之進

天野小太郎以下皆長
藩士にして
有備館生なり

一同壹步宛

棕梨甲太郎

山田次郎吉

井上左門

栗屋彌四郎

小方市熊槌

兼重勝内

福井源太郎

原田忠藏

林梅之允

大野太中

右劔槍稽古

御前警衛等に於被差登御成之節は忍御供被召連若苦勞衣類彼是造佐入也

趣も有之候に付有備館舎長に一ヶ年金三兩被下候分勤月割合にして前書
之通可被就御氣哉

木戸孝允文書 卷二 自文久二年
至文久二年

木戸孝允文書 卷二

木戸孝允文書卷二

自文久元年
至文久二年

(山根敬藏
は長藩士な
り)
(烏田良岱
は長藩側醫
なり)

一筆致啓達候然は過る三日久世大和守様より壹人御呼出に依る公儀人衆
罷出候處山根敬藏義蕃書調所出役教授手傳申渡候も差障無之哉之段御
書面を以御尋有之候に付翌四日別紙腰書之通御答書被差出置候此段御當
役方被仰上烏田良岱并敬藏の御同移被成置何分之趣早々被仰越候様に
と存候此段得御意候様彈正殿被申付如斯御座候恐惶謹言

二月十九日

桂 小五郎

尙々脇様御家來にも同様之御尋有之候處御斷被仰立候除にも可相成歎
之御先方も有之由に相聞候得共於
此御方は先年東條英奄被召出候節御用をも奉り居候者に付種々御斷立
被仰合をも御聞濟無之参り掛りも有之容易に御斷被仰入間敷との評議

木戸孝允文書卷二 (文久元年二月)

に御座候尤敬藏身柄幾重も御断申上度存意に候は、脇々様御振り相を以御断可被仰入御詮議も可有之候此段御内移被成何分之儀被仰越候は、猶又御答書差出候可有之候旁得御意候以上

（北條瀬兵衛等長藩士なり）

北條瀬兵衛様

田北太中様

渡邊伊兵衛様

御書面御端書別紙旁委曲致承知御當役方申達烏田良岱并敬藏に内移被仰付候處兼志願之趣猶近年眼病相煩細字讀書等出来兼候由を以別紙之通御断申出候治料も相應に相調候由其上願筋神妙之事に付何卒御國に差置度義候間

公邊向程能御断被仰入度存候由六月五日之裏書を以申來候事

○

（來島又兵衛）

來島翁に今度は無音仕候間御序之せつよろしく奉願候拜

拜啓彌

御壯榮に御作興奉大賀候二に弟碌々消光仕候間乍憚御休慮奉願候○江戸引繼き所詮騒擾重三之變より最早一年相立候得ども幕之局面少しも變じ不申むやみに有志之ものを抑へんとのみ手段仕此姿には却る潰瀝に堪へ不申一日々々と相蹙り申候此節上總下總常州野州博徒蜂起大なる分は或は二百或は三百小なる部は三十或は五十和泉昇平橋等に至る迄嚴重に番所を建四五十人程相詰居申候國事日益非今年中も甚無覺束被考申候就否は即今御断申出候儀も死とも難忍奉存候間快々不面白事已に一日三年之思に御坐候へども今年中は推す勉強仕此なりに來春にも相成候得は來春は是非御断申候而歸省仕俗吏者止めに仕度奉存申候君上當秋御參府は薩之例に御延引に相成候様可然奉存候御建議有度儀と奉存候○生兵少隊晝上木相成候所協校仕見候得は所々漏泄仕候所も有之候に付調替させ大に延引相成申候初め一兩度も協合仕候もの故決る漏

泄等之事は無之様に御座候間直に出板仕らせ候所却る右之次第にて面倒に相成申候後便には相調候を差出可申と奉存候生兵漏泄之まゝ一冊差出申候間御覽可被成候其中時下御自愛第一に奉存候餘は後便可申上候恐々頓首

二月三十日

小五郎

尙々正木井上山縣大庭渡邊等々可然御致聲奉願候拜

（來原良藏）

良三老兄拜呈

拜啓先以

上々様益御機嫌克被遊御座恐悦至極奉存候將又老兄彌御壯榮御道中無御滞被爲成御歸着候て奉恐賀候二に弟碌々消光仕候間乍憚御放慮奉願上候御詰中は不容易御懇誠を蒙り海岳御禮難謝盡奉存候爾後府下別に相變候儀も無御座候上總下總常陸野州博徒蜂起頻に富家を襲候る金銀を奪掠し

（共翁は共戸九郎兵衛）

（山田は山田宇右衛門）

（備前は共戸備前）

水浪之名をかり候部も有之候由に幕も殊の外恐怖之躰和泉昇平橋等に至る迄番所を建甚嚴重に相構へ居申候實に笑至千萬府外は先置御府内すら近來兎角騷擾仕如御承知いつれ此姿に日迫候所詮時勢六つヶ敷被考申候就るは邸中も益諸事隆盛仕らするは不相成候所何分にも目途無之苦勤之餘心思を聊慰し候爲に風流も至極よろしく候得ども近頃思もよらぬ風流者なぞ有之古器を持むやみに權門へ出入しかたくるしい事は無風流ものに被當候様に相成候るは實に不容易儀と存共翁にも篤と相計り候心得に御坐候當春は銃陣人數も所詮少く騎馬隊にも當春は頻に新御殿之御用にて御先供乗り馬に相成何んのかのと引出れ候事多く山田も頻に不平を申候得どもどふも別に致方無御坐候不得止先日少々は抗論仕置申候備前殿は近來大分奮發にて稽古事も餘程世話被致候積り家來之者も五十の日外は外出も致させず餘日は始終稽古已と相定申候随分時勢も承知思之外大夫に御坐候然し頻に邸中竊盜等も多く風（以下缺）

（此書は末尾を開く來島又兵衛に贈りたるものなるべし）

先月十三日の華翰先日相達奉拜見候先以

上々様益御機嫌克被遊御坐恐悅至極奉存候將又老兄彌御壯榮御道中無御
滯御歸着之由欣悅不少奉存候御問下けも御坐候由何卒速に相濟候様奉祈
候竹内翁は屢々御尋申上られ候も様子不相替誠實之人に御坐候御再勤之
御沙汰御坐候は、田舎論は必御止め可被成候為國早速御受候様乍推參
奉祈候竹内翁も小市ごときものと同座被致候為國家被計候事も十分
には參り候様乍陰推察甚氣之毒之儀に奉存候老兄と竹内翁とに御坐候得
は有志之ものは大に安心爲國に可仕と奉存候江戸も其已後別段に相變候
事は無御坐候得ども何分にも騒々敷いづれ寐べに候は御坐有間敷常陸邊
之勇士も三月迄と限り居候よし之所むやみに固め等當節は嚴重に仕居候
故此節は別に出席仕候ものも無之様子に御坐候得ども如此始終は參り兼

（竹内正兵衛）

（周布政之助）

申候故いづれ時機を窺候可相發儀と被考申候旁に付何分にも當秋
御參府は是非無之様有之度近くは薩州之例も有之候事故何分にも御周旋
被爲成候様奉祈候弟も實に江戸も不面白候得ども此節柄之事には有之義
におゐて罷歸り候は本意ならざる事と存齒をかみ候來春迄は勉強仕候
心得に御坐候自然來春になり候も先穩に御坐候得は是非休息相願度然
處御國に歸り候も休息仕とも別に樂みと申事も無御坐候間西洋行來春頃
迄は例之通延引仕候様子就は右に休息に罷越度奉存居申候間麻田翁の
も論じ遣し候心得に御坐候自然噂も御坐候得は可然奉願候御屋敷都合無
事盗人は随分不相替多く御坐候銃陣も且々取繼申候今日越中島に若年
寄見分に御邸よりも一大隊且々差出申候細川よりも同斷已上五大隊程
出申候備前殿も同道仕候近來引繼き備前殿も出精に小隊運動は自分に
出來不申候家來も不殘小隊入仕今日も大方一と小隊程出申候申上度儀も
随分御坐候得ども差急申候故後便と申縮候乍毫末御滿堂様の可然御致聲

(來島龜之進)

奉願上候龜之進様も決る御壯剛に御出精と奉恐察候是又可然御傳言奉願候先は爲其草々頓首拜

三月五日

小五郎

尙々時下御自玉專一之御事奉存候尙又先日被仰越候變知喜論と申候者何之事に御坐候哉拜聽仕度奉願上候先は爲其草々拜

(來島又兵衛)

又兵衛老臺拜呈

拜啓彌

御多吉奉大賀候偕は先日申上候通府下も次第に騷擾就るは是非當秋は御參府御延引被遊候儀幾應にも可然奉存候老兄には如何被思召候哉自然御同意御座候は、御周旋奉祈念候右之勢故弟も此節歸省仕候はいかにも本意ならず奉存候間來春迄は勉強可仕と存居申候得とも自然來春になり候るも先平穩に御座候得は是非休息相願度然處御國へ休息歸り仕候とも

(共戸大夫は老臣共戸備前なり)

別にこふと思候儀も無御座候間西洋行來春頃迄は延引に相成候様子に御座候間左候へは休息旁歐羅巴を跋涉仕度麻田翁へも頼遣申候間自然其噂も御座候は、可然奉願候

○今日越中島に若年寄見分御座候御邸よりも且々一大隊出申候細川よりも同斷已上五大隊はと出申候共戸大夫も大分近來本氣に勉強家來も一小隊ほど小隊入仕候備前殿自然に小隊司令を被致候爾他別相變り候儀も無御座候先は右申上度奉呈候其中時下御自重第一に奉存候草々頓首

三月五日薄暮

允

(來原良藏)

良三老兄拜呈

拜啓先以

君上倍御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候將又先生彌御壯榮被爲成御勤珍重不斜奉存候御留守御安全是又御安慮可被成候二に弟無異且々消光仕

（山尾要藏は後の山尾庸三）
（北岡健三郎は幕吏に船將たり）

候間乍憚御休意可被成遣候爾後は書状も呈上不仕重々不敬千萬に御許容奉願候少々御日延の御様子に御座候得とも追付御歸省に相成候事故何も其節可申上候府下次第に衰弱仕候已に別々に變候儀は更に無御座候此度箱館よりロシヤ「ニハライク」「アムロ」邊の交易を名と致し實は搜索旁蒙命候る罷越候趣に山尾要藏も折柄北岡健三郎と申候人箱館より出府仕居蒙其命候に付兼る知己之事に御座候間此度右地邊の罷越申候金子は十兩程取かへ遣申候追々航海を心懸候心底何か一事且々成就仕候は、又爲御國にも相成可申定る親父も被氣遣候と被考申候格別遠方にも無之初冬頃には是非江戸迄は罷歸り可申候間程克御説示可被遣候先は爲其奉呈候其中何か御用事御座候は、無御容赦被仰聞候様奉存候何も拜眉之刻と申縮候勿々頓首拜

三月廿日

桂 小五郎

孝 允花押

尙々時下御自玉第一に奉存候拜

村田藏六先生拜呈

（封皮に左之符箋あり）
御地出足に相成候は、乍御面倒此書状御送り返し可被遣候拜

（前文缺損）

御致聲奉願上候○北岡健三郎出府今度カムシヤヅカロシヤの黒龍川邊の搜索旁交易に罷越候様被仰付候に付山尾要藏罷越申候彼よりも願候に付桂右衛門願書も爰元當差出申候先は爲其拜

（月日缺）

允 拜

老 臺御内披

○

拜啓彌

御壯榮奉大賀候二に弟無異消光御休慮奉願候借近來は絶る御投書不被成

（來島又兵衛宛なるへし）

遣御地之模様も一圓不入耳自然御閑暇も御座候は、御知達奉願候府下も依然と相變り候儀更に無御座漸々衰弱仕候已に御座候且又此別符乍御面倒相届候様御願上候先は右御願旁奉呈候勿々頓首拜

三月廿四日

小五郎

（勝三郎は木戸孝九の養嗣なり）

尙々今年は如別番法事不仕るは不相成勝三郎承知仕居候哉何分丸に御願仕間可然様願上奉り候拜

（來原良藏）

良三 老兄拜呈

（美君は美濃部又五郎尼君は尼子長三郎にて共に水戸藩の人なり）

昨日は御光來毎々蒙御高談難有奉謝候其節相願置候如何哉と御待申上候所最早申の刻にも相移り候故無據麻布屋敷え今より罷越申候定る留守へ御手紙來り候と奉存候明日美君尼君御出之都合に御座候得は於弊邸決る差間無御座候間必御待申上候自然明後四日に相成候る差間は無御座候間必御光來奉待候先は爲御答認置申候間左様御承知奉願上候九拜

初二申ノ刻

（野君は野村勢之助にて水戸藩の人なり）

尙々今日も承り候處奥州邊越後邊總る江戸え入候途中餘程今度嚴重に申付悉敷詮義仕候様訖度相達候趣に付野君御一條も御案し申上候嚴應にも此段御疎之様奉祈候再拜

（橋君は尖戸九郎兵衛なり）

橋 君

允 拜

（町田君は薩摩の人町田直五郎なり）
（久坂は久坂玄瑞）

所全不晴之天氣に御座候處先以御壯榮可被成御座奉恐賀候偕は過日尊藩町田君御來訪被成下候節今日登邸拜顔仕度段申上置候所久阪方に御話には今日には無之と乎被仰候由に候へとも私方には今日罷出候都合に相約置候心得に御座候間何卒今晝後御間暇之御都合に被成置被下候様奉願候左候るいづれ御近邊迄罷出御待可申上積りに御座候何邊に御待申上可然哉御指揮奉伺度爲其一寸以書翰早々如此御座候頓首

四月三日

桂 小五郎

(薩摩の人
榊山三圓な
り)

榊山三圓様御直覽

(此書は伊藤博文の代筆なり、木戸孝元允の代筆は殆ど他に見ざる所なり)

(汾陽は薩
摩の人汾陽
次郎右衛門
なり)

昨夜は緩々御高談拜聴難有奉謝候陳は其節御約束申上置候通何分にも御互に力の及候だけは周旋不仕るは不相成宗家浮沈のみならず實に神州之起_て并_に之際に御座候尙其節今日大和罷出し候様申上置候所此のものよりま小幡彦七と申もの先役之ものに御座候間今日汾陽君は罷出候方儀等之心得におゐては可然様奉存候其御都合相成候は、何時にて今日差出し可申候無用之談のみには何之甲斐も無之事故汾陽君は拜顔仕候得は屹度其目途無之は不相成是等之處之周旋は實に御互に力を盡し不申るま不相成何分にも汾陽君と能々申合し爲
神州是非々々御一策_{相たす}無_す之_ては不相濟儀と奉歎願候いかにも今日之會無益に屬し不申様汾陽君は御盡力被成遣候様拜天地奉祈念候何時より小

幡なるもの

貴邸は罷出候るよろしく御座候哉此ものへ御差圖可被遣候先は爲其勿々

頓首九拜

卯十四

允拜

(榊山三圓)

三圓君

(土屋矢之助)

拜啓一別已來兎角御疎濶に打過申候所彌御壯榮に御奉仕奉大賀候二に同藩蒙御懇誠候もの都合無異に消光尤吉田松陰は戊午之災にかゝり残念徹骨髓申候土屋瀟海は國元にて讀書先生位之事に御座候實に世間之光景も夕陽暮雨と相成上下手を拱し候る暗夜を待候も志士仁人之不忍所と頑愚僕輩迄も不堪悲泣候諸侯方も少々有名之部も有之候様に相見候得ともいつれも筒井順慶風にて眞に公武之御爲め周旋仕候ものは拂地無之何か御高諭を蒙り度奉待候儲は今度齋藤彌九郎門弟齋藤九一伊豫大須_須藩須

藤權之進擊劍爲脩業御地へ罷越候に付舊來
先生之御高名を承り及候事故御尋申上度と申事に御座候間此段願申上候
萬端可然様御指揮被成遣候て御教諭奉願候先は右御願御起居伺度奉呈候
其中時下御自玉第一之御事に奉存候勿々頓首九拜

五月十日

桂 小五郎

允花押

（後の那珂
通高なり）

江渚五郎先生拜呈
尙々御高諭蒙り度奉存候且右兩人何分にも可然御指揮奉願候拜

拜啓彌

（奥平數馬）

御壯榮御滿堂様にも御揃御安泰奉大賀候最早今節は御外勤とは奉恐察候
得とも思の外之御引込折角如何哉と數馬ともと毎々御噂已仕候乍去追々
御様子も相伺居候故傍安心仕居申候永日嘸々御徒然之程推察申上候二に

弟も且々無異消光仕候間御休慮奉願上候府下も都合無事と申候中爾後絶
る面白き事は無之今度之對州擾動も御承知にも可有之實に不容易次第に
て此儘差置候は所詮何夏も出來不申此時こそと同志どもと周旋仕候得
とも世間も弱く御屋敷も
上には御在國にて何もはかどり不申遺憾此事に御座候然し成丈は目途相
立度祈居申候實にかゝる時節に持論無之は可愧事に御座候薩水に夫尤手
を盡し申候何卒御國よりも兵糧に彈藥位は第一ばん被差進不申は不相
成奉存候

（大突は突
戸備前）

○御屋敷中も稽古事は都合盛然し銃陣は老兄御在府之頃之如くは行かね
御役人には出席一人も無之奥平數馬一騎當千之勢に大に出精仕候大突
は殊の外勉強家來一統且々小隊丈は成就仕候所詮御無沙汰故眞の一筆奉
呈候今日は頭痛列し敷少々寝びへ位と相見へ筆重きこと如山良三にも別
に其故書差遣し不申候間自然御序も御座候は、對州二度目之書付尙幕よ

り差出し候分を御見せ可被遣候其中時下御自愛第一に奉存候余は後鴻九拜

五月廿二日

尙々乍失敬

御満堂様へ可然御致聲奉願上候拜

又兵衛老臺御内披

小五郎

（來島又兵衛）

拜啓彌

御壯榮奉大賀候先日鳥渡御尋申上候所折柄御他行の御様子に甚殘念に奉存候陳は三十日頃迄之中御閑暇の節一日拜眉を願度御差圖次第いづれ迄にも罷出可申候間乍御面倒此段御一答奉願候勿々頓首

念七

尙々先日久阪より相願置候一條如何の御都合に御座候哉御様子可然奉

（久坂玄瑞）

願候御繁務之御中意外之儀申出奉恐入候拜

樺山大兄

允 拜

（樺山三圓）

拜啓先以

上々様益御機嫌克被遊御座御互奉恐悅候將又各大兄彌御壯榮に御精勤奉恐賀候倍追々御承知も可有之通世間夕陽之光景幕も昨春來局面少も不變國事日益非なるのみ却る赤門在役中よりも諸藩之士氣一入瓦解病症一層相重り候様被考此風情に由は所詮

神州之元氣を回復仕候目途決る無御座實に御同歎之至に奉存候然處天未喪斯文過月十二日對州滞在之魯夷破關所搦守者殺土民亂暴無此上不堪奮怒一同決死醜夷を塵滅し

本朝之天威を示さんと以急使幕府へ御歎願相成昨十一日御書付を以公儀人罷越委曲申入候實に兵食不足之身代四方大洋之國柄援助之頼も無之

（大船越瀬戸の關門を通過す）

一同死地に座し國家の大恥を雪んと要す其大義之貫處一目瞭然感涕數行
 下宗家之浮沈のみならず實に
 神州之御一大事固より御疎漏は有之間敷候得とも早速兵糧彈藥等御運送
 有度爰元にては御並方被仰合候正氣を御助け無之は固より不相濟儀
 と頻に建議仕候かゝる時節こそ兼る世間御名望仕候御かい無之の彦根之
 人之前にては嘶も出來不申候(以下闕筆)

(此書は木戸孝元が文久元年五月の頃友人に贈りし断片なり)

粗傳承仕候得は此度於御當家御周旋之廉被爲在候趣事實固より承知不仕
 候得共定^{とせず}當今之御急務と奉推察候實如御承知國事日々に盛而して姦吏
 等聊も意に不^{之上にては}挿間々口舌には種々時勢を嘆息致し候ものも有之よしに御
 座候得共心意全く爲國家忠勤^な致心掛け候ものは拂地^な無之其証には昨年
 已來も局面少しも不變

神州之柱石とも被爲在候公卿方諸侯方禁錮^{な始諸有司}之儘未一御方も御免無之而し
 て夷狄には思まゝに被致跋扈候も更に不省日夜賄賂のみ貪り天下^大之事總
 る私心を以狡弄し此往如何成行候哉悲歎之至奉存候然る堂々大諸侯更に
 奮怒之氣色も無之却る金銀を以姦吏と結び私榮を謀り候^人方も不少一面之
 輕薄廉恥は思もよらず實に神州之罪人なり固より於御家^當之御周旋は御
 先見も被爲在蒼生御救助之御事とは奉^{推察候}存候得とも閣老安藤^{如き}等を大姦吏始
 總^{俗要路之も承知仕候}る姦吏等^{御謀り之}之耳にも入申候事に御座候得は容易之事に有之間敷今日迄も
 始終私意を以取計かゝる時勢に相移り未奮發致し候目的も無之候次第に
 御座候就^御は自然姦吏之術中に御陥り被成姦吏之生路を開き天下之正氣
 御擁蔽被爲成候のみにて耳目之新り候儀無之節は遺憾無此上儀と日夜奉
 忍案候必御疎漏は無之儀奉存候得共天下之安危^保決する處容易之儀に無御
 座候間、^(裏面に左記)、[、]、[、]、水府之事(以下闕筆)

尙々自然天下之安危に係り難被差置儀出來候節は御參府之上御直にも

乍恐奉歎願候間此段をも宜敷御取成置奉願候已上

（此書は月日宛名等を開く文久元年五月の頃木戸孝九が知人に贈りたる草案なり）

（野村彌吉は長藩士なり）

桂右衛門よりも書狀遣し候所野村彌吉至極壯健に殊の外出精仕候由故井上翁は此段御致聲奉願上候尙私も所詮井上翁へ無沙汰仕候間可然御傳言奉願上候九拜

（月日宛名署名共缺く文久元年五月の頃木戸孝九が來島又兵衛に贈りたる書なり）

今晚御飛脚御出足とのみ存居申候所今朝相立候様子に付眞の一筆奉呈候いよ々々御壯榮御忠勤奉相賀候弟祿々消光御安慮奉願候

（池田は池田掃磨守頼方なるへし）

○東禪寺一條逐々御聞及と奉存候實に當今之次第にては正氣凝滯不得止下策に出殘念此事に御座候此已後とては中々止み勢は無之町奉行池田も刺客の爲に首をかゝれ候に相違無之閣老安藤にも刺客入込居候處池田も

條に付余程邸内詮議仕候よしに付何となく逃去候様子勢日々逼迫所詮姦吏を一掃不致候も始終如此混雜にては神州之元氣を回復致し候事はとても六ヶ敷就るは此度之公武御合體と申説も甚不審千萬に奉存候當時之幕吏と申合せ候も謀り候位にては中々行届不申自然御家よりして

勅意を緩め奉り候様に相聞候も實以對御家いか様天下有志之もの御怨を申上候哉難計いか儀哉と日夜難之着を相待居申候いづれサツマトサ因州諸侯合體被遊一先御參府も御辭し被遊候も天下之曲直を御議論有之姦吏爲

神州爲幕府に御掃蕩被遊候位に無之候もは中々徹底不仕是非御參府は御延引と決着相成候様御周旋奉願候

○別紙書狀乍御面倒御とどけ被成遣候様奉願上候久坂玄瑞彈正大夫は別書差送吳候様申候御序御座候は、可然御頼仕候

（彈正大夫は益田彈正なり）

○當今之風説は一々書集め政府に當政府より差被送候間御承知可被成義
と奉存候別紙三通掛御目申候誠と認候書狀御覽相濟次第後便に御返し可
被遣候様奉願候

（山田鶴太郎
郎は長藩士
なり）

○山田鶴太郎より金三兩送り吳候分有之申候人のを御入致し候義故疎は
有之間敷候得ども後便に返却致し吳候様ほどよく御催促奉願上候
先は右奉呈度其中時下御白玉第一に奉存候頓首百拜

六月十一日

允 拜

（來原良藏）

良三 老兄 必御内啓

今朝御飛脚出足仕候に付奉捧一書候彌御壯榮御忠勤奉大賀候○東禪寺一
條逐々御聞及風説書等も取集め此便被差送候由に付悉曲御承知と奉存候
實に當今之次第に於は正氣凝滞不得止是非下策に出可申候此已後とても
決る止み候勢は無之町奉行池田も刺客の爲に刺れ候に相違無之様子聞老

安對にも刺客入込居候處池田一條に付邸内余程嚴重に詮儀致し候間不得
止逃去候よし所詮此姿にては

神州之元氣を回復致候事出来申間敷風評に於承り候得は長雅

公武御合體御周旋の爲め出府仕候様子いか様之手段に御坐候哉不審千萬
と存申候當時之姦吏等と相謀り自然

勅意を緩め奉り違

勅御手傳之姿ともに相成候は天下之正氣に相觸れ對

御家いか様之御怨申上候哉も難計眞に不容易儀と日夜奉恐案候固より

御思召次に廟堂諸君子之御議論も御迂活は有之間敷候得共百萬一も姦吏
等を御説得と申事は出来不申乍去當今日御傍觀にては不相濟爲

神州御周旋

皇土之御一端御預り被遊候御甲斐は無之は不相成就は斷然御參府御
斷被遊薩州土佐因州其他有志之諸侯に正義を以篤と御説諭被爲在逐々御

參府も御見合に相成獨梁公越老百萬天下之人望も歸し候事故是非御用ひ有之候様御建議被爲在重三之人數薩邸に駈込候人々も先御赦寛有之候様御周旋將軍家も上洛相成天下之諸侯と御奏問之上後來之所致一定仕候様無之而は中々徹底不仕一體鎖國と申譯にても始終之大略難相立候得共只關東之了簡を以て

勅に違ひ人民不折合も不取敢草莽間力を尊攘に盡せしものは猥に斬戮等せしめ候よりして遂に重三之一舉も有之薩邸に駈込或は夷人を刺し殺し候様の儀出來益抑益揚終此節の如く自滅の姿に相成五大洲に奮飛仕候事なそは實に思もよらす御國一般いか様相調候とも天下之算は相立申間敷候間是非

御參府決然御延引被遊人才撰擧姦吏掃蕩之御周旋有之度姦吏を御相手にて之御計らひは天地誓而成就不仕此段申上る迄も無之事に御坐候得とも御果斷奉祈念候馬關にも夷艦來泊致し上陸等勝手次第等遂に

陵をも拜謁致し候様の風説粗承り申候真に

陵をも拜謁致し候次第に而は弟等生る居候甲斐も無之と奉存居候處別には眞説承知之人も無之事故定る虚説とは被存候得共彼の輕侮遺憾千萬御坐候たとへ數百之軍艦來り候とも定約も有之候國法は可相守事故是非天地間之公是公非は御糺し無之而は不相成於于茲及兵端候は則天に而生靈盡候とも遺憾無御坐候對州之儀も不堪聞天下數百之諸侯も一人其正氣を助け其急を救候もの無之終に瓦解殘念千萬兼而御持論も有之度候委曲は又々可申上候實に内外之御配意御心勞之程奉推察候何分にも此余は相貫候様奉祈申候今や時下御自玉第一に奉存候勿々頓首拜

六月十一日

小五郎

麻田 老臺 御内啓

（周布政之助）

（*印は來島又兵衛なり）

こんばん出かけ候へはつこふよろしくかと存候キ印之一件御きかせ可

木戸孝元文書卷二（文久元年六月）

百三十九

被下候以上

明日深川之方によばれ候ゆへ朝より参るべくとそんし候今朝キ印はかへり候や今ばん参り候は、こんばんより出かけ可申とぞんし候何分御返んじまち入、り、かしく

廿日

櫻屋様極内用

櫻田

（櫻屋様とあるは京橋の櫻屋に宿せりしものへ贈りしなり）
（櫻田とあるは木戸孝元が櫻田の長藩邸に在りしを以てなり）

今日は雨天に相成り折角之存意も無になり今頃は日に淋しくなり口腹なりと養度なり候に付只今より登堂拜話可申上候是品は素餐不仕印迄に差出候間此余は御心持次第幾品なりとも御氣取候様御沙汰奉希上候頓首

八月十日各拜

桂拜

小幡様

奥平

（此の書は奥平數馬の自筆なり）

（小幡彦七）

朶雲相達奉拜見候先以

上々様益御機嫌克被遊御座御互に奉恐悅候將又老臺始御滿堂様御揃御壯榮めて度奉存候二に私祿々消光仕候間乍憚御休慮奉願上候さては先日春より之一條も御濟に相成候よし故定る當節は御再勤と奉存居候所御書中之御様子にては姦監察等坊主侍御の私論を持込俗論を起し候趣實に惡むへきにも餘り有り所詮か様之ぐつ々々致し候次第に何も興起仕候事は出来不申御狀拜見仕候哉否不平に堪へ不申故直様馬に乗り麻布御邸へ罷越麻田に對面大に論じ申候麻田も甚不承知にて監察の致方侍御之果斷無之を怒り居申候此御飛脚に其段早速申遣し候様可仕自然其にてもはか取不申候得ば御參府之上は直様論じ付候必先論推し通し可申と申候に付其に相決し罷歸り申候長井は先日出足仕候實に世間不面白事のみ多く年中不平のみに御座候一體長井麻田來着直様老臺御様子相尋候所政府に

（麻田は周布政之助）

（長井は長藩士長井雅樂なり）

も無疎周旋仕候麻田申分には後の御仕方も有之候事故監察等にもぐづ々々不言様に最初取しめ置彼是隙取候様に申候然るを今度如此申立候はいかにも合點不行事に私論之至極に御座候必竟は侍御等も馬鹿の私ものには萬事如此に御座候追付何分之儀可有之候間御氣分御保養御自愛第一に奉存候先は右御請のみ荒々奉呈候其中時下御自玉第一に奉存候余は後便可申上候恐惶謹言

八月十七日

孝 允

尙々乍毫末御満堂様へ可然御致聲奉願上候龜之進様追々御快復奉存御見舞も不申上奉恐入候此段可然様奉願上候右之一條はどこ迄も正論推張決る決るたゆみ不申是非々々政府先論に復し候様論じ詰候間必々御撓之無之様奉祈候是非とも爲國家周旋仕候爲其頓首拜

老 臺 御 内 披

○

(來島又兵衛宛なるへ)

(表面二) 禿和尙は久坂玄瑞なり)

禿和尙認候書面草稿之儘にて上下錯雜難得讀所も御座候に付御手元之分明朝迄拜借仕度奉存候頓首九拜

初三

尙々明之御飛脚御國迄相通し候哉御口上にて被仰聞可被遣候拜

麻田 老 臺

允 拜

(裏面二) 貴命之

一冊差出申候明日迄に御熟覽被成置可被下候弟明四日五ツ半時世子君被召出候由即今毛番長より承候然は老兄召出之儀は後日を可願置明日は弟計罷出心事可申上置候孰明日拜青可面陳候勿々頓首

乃

○

(毛番長は長藩士毛利登人ない)

(世子君は毛利元徳なり)

秋雨蕭々快晴是祈候彌
御壯榮奉大賀候陳先日之遠方迄御來與難有奉謝候其節御先之失敬仕萬々奉恐縮候次に弟無據主用にて近日より浦賀鎌倉邊へ罷越申候間是非とも

木戸孝元文書卷二 (文久元年九月)

百四十三

其前拜顔相願度御差繰相なり候得ば弟は幾日にてもよろしく御座候間御
差圖日御待可申上候尤御發與御延引十九日に相成候得は更に妙也何分之儀乍御
面倒御下答奉願候爲其勿々頓首九拜

重陽後一日

尙々弟發足は十二三日頃と相定り申候間左様御致意奉願上候

樺山先生

允拜

(樺山三圓)

謹啓彌

御忠勤奉大賀候先日は態々御光來難有奉謝候其節は大失敬申上奉恐縮候
橋口君にも御致聲奉願候弟も十三日出足昨朝當港に着仕候彌 先生日下
部御一家御發與十九日に相違無御座哉左候得は十九日河崎御泊に御座候
得は廿日は大分金澤御泊りと可相成十九日自然金川程ヶ谷之間に御泊に
相成候得は廿日晝は是非金澤に御着に相成へく左候得は兎角廿日に金澤

にて御出合申候都合に相決し置候方萬全と奉存候間弟も其都合に當所
出足可仕候何卒左様御致意被成置可被遣候幸便御座候に付右申上置度奉
呈候其中御自玉第一に奉存候余拜眉之期と萬申縮候勿々頓首九拜

九月十六日

三圓先生

允拜

(樺山三圓)

拜啓彌

御忠勤奉大賀候偕一昨日はかゝる風雨故途中も運兼七ツ時金川の漸く着
直に横濱に入込候而關門彼是面倒之儀も有之に付同處へ一泊昨朝直に入
當所候處今年は法外に嚴重實に大俗なる次第にて幕吏之面一入にく、御
座候乍去御歸りに候得は格別六ツ敷も無御座候間御決斷被成候而御遠乗
は如何哉尤六七里も一日に馬上にて御往來と申事は御生外無之事故御苦
心之處奉恐察候得どもそこが決斷と申ものにて諺にも思よりは生が安い

とか申左までのものにも無御座候間御一決奉仰候六七十年に馬の上之功名仕候人之古來往々有之候事故 先生は六十には未十年餘も有之且爰元今日之光景にては何時馬上之御働なくてはかなわぬ事も可有之と奉存候間是等之處置御勘考被成候は、御尻逃けも相成間敷當所出入悉細之儀は手付紀三より直に御聞可被成遣候乍此上留守中萬緒可然被就御氣被遣候様奉願上候其中御自愛第一に奉存候 勿々頓首九拜

九月十六日

尙々大和にも可然御致聲御促し可被遣候小幡翁は如何

大亂筆御高許是祈候

二水先生御内披

允 拜

大和は八幡翁は小幡彦七なり
二水は奥平數馬なり

拜啓彌

御忠勤奉大賀候陳は御發與廿一日に御延引被爲成候御様子左得ば廿二日

頃鎌倉へ罷出居候得は奉得拜眉都合に御座候所此度江戸邸より差急用便仕候様申來今日浦が港に罷越候都合に相成申候左候得は廿三日に無之は鎌倉に被參がたく哉と奉存候其中何卒差繰候も速に鎌倉に出浮可申と奉存候得とも萬々一背御約候哉も難計遺憾千萬に奉存候明日御出與に御座候得は今日は金澤迄に寛々奉得拜話候と大に相樂居申候處是も天也其中時下御自玉第一に奉存候弟も成丈けは差急き申候乍失敬日下部御一家様へ可然御一聲奉願上候爲其勿々頓首九拜

九月廿日

尙々萬々遺憾之儀に奉存候成丈けは差急き候得とも自然延引候は奉恐入候得間左様御致意奉願上候拜

樺山老臺

允

(樺山三圓)

吉原島田兩驛に御認之御書不殘相達奉拜見候先以

木戸孝九文書卷二 (文久元年九月)

公駕益御機嫌克被遊御旅行恐悅至極に奉存候將又老兄彌御壯榮に御旅行當節は

（南八郎は津和野藩椋木八郎なり）

公駕も伏見御着比に付彼是御配慮と奉恐察候南八郎一條は篤と承知仕決る漏泄仕候事は無御坐候間御安慮可被成候和尚は如何仕候哉三條公に御目通相叶候得は定る流涕大息世間之有様を相論じ候事と想像仕候乍去逐々傳承仕候勢に於は中々御下向御延引と申事は萬々六つヶ敷様推察仕候遺憾此事御坐候若州老兄御距跡等探索仕候様子固より恐るゝに足り候事は無之候得ども例之誦詐姦計御氣遣申候弟も過る十三日より横濱浦賀鎌倉に罷越昨廿六日歸府仕候何れも別に相變り候儀は無御坐陣幕木綿は都合下直に買求仕候かねきん木綿も百反も相求候得は貳十兩位は在戸より下直に買求相成哉此度は金子拂底に付只直段のみ聞合せ置追る人差遣し候都合に致し置歸府仕候處當節御金聞之趣にて未決に御坐候横濱も昨年とは余程嚴重にて士人は丸に町宿不相成弟も無據齋藤壯之進方に止宿夷

（中島は中島三郎助）

（藤井庄之進飯田正伯は長藩士なり）

（二水老人は奥平數馬）

（木梨は木梨平之進）

人の勝手應接等は強る相さばけ不申候得ども粗夷情等は探索仕候處當節格別何と申事も無之候得ども始之普請等盡仕直し何れも殊之外之巨屋之相構昨年より二倍も夷家建廣め申候尤米は映之商家に御坐候逐々風評有之候天主堂も荒方成就致候尤巨大に相見申候中島に御仕立物も縮木綿五反金七百疋持參仕候 先年於長崎藤井庄之進等引立にも相成且飯田正伯稻取屋一條猶此度平岡も一先退塾致し候に付旁之合にて相勤申候蒸氣船御買得手續猶氣付も承知仕置候に付追付御出府之事故鎌倉一件其他不殘御面話可仕候西洋行一條違却仕甚心配仕候處留主にて二水老人余程周旋之趣に於高杉丈けは相調候哉に被考申候尤十二月正月之間米行も有之候は、委曲二水老人より御承知と奉存候其節は是非木梨奥平兩子は差遣し度事に奉存候先は右得貴意度呈寸楮候其中時下御自愛專一に奉存候勿々頓首九拜

九月念七夜

木戸孝元文書卷二（文久元年九月）

(和尚は久坂玄瑞)

尙々乍失敬和尚は□邊に起居仕居候は、可然御致聲奉願上候丙辰丸も今以着泊不仕浦賀に、様子相尋候所遠州洋に、水夫一人ふり落され候様子に、中路より歸帆近邊之港に、繫船仕死骸探索致候哉之風説尤取止め候事は更に不相分候得とも何分延引致候に付甚氣遣申候早速紀州尾州邊より入津之船に相尋候、悉曲探索可仕存申候委細は平岡より可申上奉存候草々頓首

(平岡は長藩士平岡兵部なり)

(周布政之助)

麻田老臺

小五郎

會々伏水より御投示被成候讓藏藏書面之趣得と熟考仕り候得は俗論沸騰仕候儀も有之哉と掛念罷居候中過る廿四日長井雅樂着仕其已後内藤次郎兵衛雅樂より承り候歟
老兄御歸國之噂且容易に何事もならぬものと彼材木論なども誇り口調に相嘶し候趣傳聞仕候故御歸國相違なきこと、存候處中國路より之御飛脚

壹人伏水に、今度

御下向事に付人足相問候趣に、相とゞまり壹人御用状のみ所持昨廿六日朝着仕候右御用状中にも老兄御歸國事は格別不申來様子に御座候得ども飛脚のものより候得ば被爲成御歸國候所相違無御座趣一體彈正大夫雅樂讓藏等主意一圓合點に入不申小人手を打、相慶々國家之元氣を損する容易に無御座かゝる勢に、は中々改復之目途は所詮無覺束乍去今更喋々と申候とも益更に無之老兄にも御歸國之上は御勇退麻田え御退居と奉推察候弟も乍不肖御發足前九月朔日には御相談にも預り同五日には難有くも君前え被召出乍不及御同様に建白仕賤臣生外之仕合と奉感涙候就、は申上候迄も無之事に御座候得ども難易をともし仕候は丈夫之平生と申候も、の故弟も御役御免を相願早速歸省可仕と決着仕候歸着之上は御樵漁之御手傳可仕と相樂み居申候御互に身骨土となり候迄は國家之事固より荷かり候故其余は天命に託し候の外無之候其中御自玉第一に奉存候勿々頓首

百拜

十月念七夜

(三郎助は
中島三郎
助)

(道太は中
村道太郎)

尙々横濱浦賀鎌倉之談は歸省之上萬々可申上候三郎助も當時は退官相
談し候事は何事も心よく引受申候産物一條も大に心配仕弟歸府後委曲
取しらべ候而書面を以態々申越し道太えなりとも御着之上凡る相渡し
可被下候かゝる次第には何事も徹底は所詮思もよらざる事に御座候
暫時横濱之談に換るに別紙原稿惡詩なから備
雷覽申候勿々拜

(此書は木戸孝尤が周布政之助に贈りたるものなり)

(雅樂は長
井雅樂)
(手塚は手
塚律蔵なる
へし)

先日御固屋におゐて一見仕候雅樂書翰と麻田書翰中御切抜被成候處を今
一應熟見仕度奉存候間此ものは御付與奉願上候且又其已後手塚より外國
新聞は差出し不申哉自然差出し候而御手寄に御座候は、拜見仕度奉存候

爲其勿々頓首九拜

初七

尙々差急き候事故自然御固屋に御坐候得は御下り之せつ直に人差出し
可申候間左様御致意奉願候拜

今日未隷屬之部より獻貢候もの無之に賞味可仕候と□相待申居候も
(以下二三字不明)

二水老人様

松菊生

(奥平敷馬)

(備前は尖
戸備前)
(林主税は
長藩士な
り)

御書面之趣委曲致承知越後殿尙御當役にも申達候被仰越候通引續候而之
變亂苦々敷義に御座候就而は御當役方之内壹人出府之都合可然哉にも候
得共御屋敷内外共先は穩成方之由折柄備前殿二月中召登せ之御沙汰相成
近々爰元出足之事に付夫而已出府には被及間敷与被仰合相成申候尤林主
税事爲御機嫌伺早々出足被差登候段沙汰相成申候右之外御人數御手組等

木戸孝尤文書卷二 (文久二年二月)

百五十三

は先々扣置候左候水戸浪人内田萬之助自殺一條扱々御手数事にお御座桂小五郎御預け事其後いかゝ共相成候哉何とそ尖に相濟候得かし存候各様彼是御心配之程致御察候以上

二月五日

小五郎

尙々御端書之趣致承知越後殿申達其取計相成申候以上

○

尙々今日は私呼出し之事可有之と存候所何たる事も無之自然様子ども

御聞被成候は、拜聴仕度奉存候拜

（麻邸は長藩麻布邸）

拜啓昨日は御光來毎々御深切奉多謝候借今日は麻邸の御出被爲成候御様子昨夜風と傳承仕候得は此已後之脇狀どめ之御飛脚位にては麻田をよび申遣し候哉之口氣長雅致し候趣彌眞に御座候哉一體申迄も無之其位には相運び不申は不相成候得とも例の圓陣にて所詮其邊之所大將迄貫き申間敷と大に痛按仕候老臺是迄なる事も御承知無之積にてとつ然と道太は

（道太は中村道太郎）

でも御尋被爲成候如何哉且又過日廿四日登城之始末も一通り實に承知仕置度もとより御疎は無之事と奉存候得ども飽まで御探索奉仰候今晚御歸り御座候は、登堂申上候悉曲拜聴可仕候爲其勿々頓首九拜

念七

尙々仲歸國論速に相運ひ候方御爲よろしく儀と奉存候其跡にていづれ未着交代無之は不相成馬鹿は可憐與一右衛門流儀もも可憐とは乍申其まゝにて差置候は百年まち候も士氣相奮候期有之間敷實以爲國家長歎息之至に御座候乍去政府にも此事之氣之つき居候人は道太位之事に尋常に御とき被成候も耳には入申間敷槍しや劔術者と申候も丸る士之義理不相分候は雲助之肩じまんと同様にまさかの時も御役には立申間敷四十七人も罪人同様に心得候には實以込り入申候必竟は政府之罪に御座候一と御工夫奉仰候且私事も拜眉之上可申上候得ども今日夫麻布の御出被爲成御様子故一筆申上候早々拜

（此書は文久二年二月木戸孝允が來島又兵衛へ贈りたるものなるべし）

御内披

（備前は共戸備前）

拜啓彌 御壯榮奉賀候先以
備前様俄に 御發軔之御様子奉傳承誠以奉恐悅居候處又候 御不快に
御道中の 御滯居之趣傳聞仕甚以奉驚愕候何卒一日も速に 御快復被爲
成候儀奉祈念候實以逐々時勢致逼迫候に付天下之人心不穩何時一變致し
候哉も難被圖候得共此度

御建白相成候所之

御誠意も

朝廷幕府に徹上仕美事逐々被行不遠 御上洛をも被遊候御都合に相成天
下之有志誠に以奉欣慕感泣之模様天下之に被察申候此上
御誠意之程徹底仕候得は又一陽來復と奉存候實に三百年來未曾有 御事

に決る此事之被行候内は世間必何事も有之間敷百萬一此往勢相變し
御建白筋滞り候様に相成候は天下如何相成候哉も難被圖候必竟右之勢
故毫厘にても 御快方に候得は 御膝元近く 御發軔之程奉祈念候誠以
千歳一時不容易 御大切之 御場合故自然 御歸方ととも相成候は天
下後世の爲め奉恐入候次第故差越候儀に御座候得共高太之御恩遇を蒙り
居候儀に付黙止居候は大不義と心得不願 御不禮申上候尙先生に別
預御懇命候故不取敢申上候間只々以御含み迄に奉願候頓に 御伺可申上
之所先達も頃無余儀趣にて是も武士道と相心得取計候處前後彼是面倒之
次第に立至り小三ヶ月も幽居仕居候間他之文通丸々不仕不得止御不禮
申上候間此段可然奉願候尙又別紙御披見物可然奉願上候其中時下御保護
第一に奉存候幾應にも 御快氣迅速に目途相立候様奉祈念候先は爲其勿
々頓首九拜

四月廿一日

小五 郎花押

尙々莫太之 御恩遇を難忘處を以無用捨申上候儀故御含みを以丸々先
生御取捨奉頼候末兼其外諸夫子に乍失敬可然御致聲奉願候拜

彦兵衛様 極御内披

(彦兵衛は
尖戸備前の
臣有馬彦兵
衛なり)

拜啓先以

御壯榮奉大賀候借先日一符差上候處折柄御留守之御様子に付其已後登門
可申上と奉存候處未上國邊之光景も得と相分り不申今明日之中に周布政
之助と申もの出府仕候間左候は、悉曲相知れ可申と愚按仕居申候何分に
も鎮静仕かしと祈念仕居候且又過日粗御嘶申上置候出勤論爲天下深痛心
仕居候處豈圖乎昨今にも決局に相成可申哉と被察候廉も有之真に左様(中斷)
尙々過日相願候儀法外之次第に何とも奉恐縮候得ども不惡御含置被
成遣候様奉願候

五月十日

(宛名署名共缺く、文久二年木戸孝九か越
前藩中根親貞に贈りたる書なるべし)

御投書拜誦諸事不徹底各兄御憤膈御尤之儀に候所何分一時に相舉り兼痛
哭之至に御座候○此度賄賂は聊被取扱候儀一圓承知不仕萬一ヶ様之儀有
之候は實に
君上御面目にも相係り此上又々左様之儀有之世間承知仕候は臣子不忍
所に御座候間飽迄も争諫不仕は不相成是等之儀何者より御承知被成候
哉奉伺度候勸修寺家を以
朝廷に御進獻被爲成候儀は御上洛之度々御定格舊來之仕來故何も賄賂と
申譯にも有之間敷と被考申候○彼御書面
世子公迄差出候儀必承知仕候○浦大夫に被差出候書
君前に不相達段は誰より御承知被成候哉承知致度其中弟も穿鑿可仕候先
日君側志道長嶺より承知致し候處に

(浦大夫は
浦親貞)
(志道開多、
長嶺内藏
大)

(道太は中村道太郎)

(毛利は毛利登人)

(雅樂は長井雅樂)

君上必御承知被遊候と申候故相達し候事とのみ相考居候昨十六日道太は相尋候處不達筈は無之早速詮議可仕と申候乍然昨夜之御書面に於て未達之趣實に不相濟事に御座候○先頃弟迄被差越候書は毛利を以先達る世子公に差出申候○書生之交決る弟擁敵致し候譯は無之交候得ばこそ内輪之是非も自ら相知れ申候乍然弟全其任に當り候心得に申候儀には毛頭無之候得共會る兄にも相話し候通薩にも藤井本多おもに堂上方之事は相任じ居候事に付於御内輪も右様之都合と相成候得はよろしく多少言語之相違も有之其より彼是之説相立候も不面白と存候尤其は必書生を交らせぬと申儀には無之只

御主意之相貫き候には堂上方薩等之罷出候に幾口よりも申さぬ方よろしきと相考候已に御座候○雅樂結局未相運ひ不申元より度々論辨仕候得ども迅速に徹底不致苦心痛哭然其とて格別延引に相成候は實以世上の顔色も無之次第何分にも御處置無之は不相濟必竟周布中村等も俗論百

(江月は久坂義助)

(宋來は宋戸九郎兵衛來島又兵衛)
 (益田彈正浦鞆貞)
 (中村九郎兵衛は中村九郎)

出に苦しみ對各位候も一々不相濟事のみ御座候其中模様も有之候は、逐一御聞せ可被下候奉復

御覽後御火中

江月 老兄内拜復

拜啓先以兩御地

御兩殿様益御機嫌克被遊 御座御互に奉恐祝候將又 老兄頓に御歸府御壯榮に御忠勤奉大賀候二に弟都合無別條過る廿二日午刻京着仕候宋來翁も東海道故面語も得不仕殘念千萬に奉存候

一彈正殿より鞆負殿へ相當り候御印符ものも慎に差出し尙又江戸表之御都合上御誠意之程も委曲中村九郎兵衛同道に鞆負殿に申述候逐々少壯之面々之趣意(以下缺)

(此書は文久二年五月の頃本戸孝九が長藩政府員に贈りたる斷片なり)

本戸孝九文書卷二 (文久二年五月)

拜啓先以

御兩殿様益御機嫌克被遊 御座御互に奉恐悅候將又 老兄彌御壯榮に御忠勤奉大賀候弟も十二日出立御道中に拜話仕候心得に御坐候處木曾故道中もはかどり不申漸廿二日着草津之人足より 老兄御通行始り承り誠に残念に奉存候宍翁は滯京と相心得居候處同出足後に一面話も不得仕乍去速に出浮に相成候は爲國には無此上事に奉存候弟京着後は更に相變り候事無之

（宍翁は木戸九郎兵衛）

勅使にも大津と京との間にて拜し島津三郎殿にも同此間に行合申候着後は徒然愉快を覺候事更に無之昨夕承り候得は明七日には近衛殿關白鷹司右府殿御還俗青蓮院宮様御參内逐々朝議をも御相談被爲遊候様被 仰出候との内御風聞真にケ様難有御沙汰出候得は實に無此上事と歡喜落涙に堪へ不申候此段は弟審に宍翁の御尊奉願候尤他よりも申越候歎と相考

申候弟等始誰も彼も猥に公卿間の出入仕候も多人數之中多少之言語も違仕自然御惑ひ等にも相成候也

（陸山翁は前田孫右衛門）

上御誠意にも相係り候事故陸山翁急速に被召登 朝廷の公卿間の出入御建白に相係り候儀は丸々御委任候儀第一之高策と存奉り候に付委細麻田翁にも一論申遣し候間被仰合急速相運ひ候様奉仰候宍翁も其御地御用相濟候得は陸山同様滯京候此重大之御一件相濟候迄は此兩翁へ委任被仰付候之外高策無之と奉存候竊に承り候所於 朝廷も此處甚以

（北條は北條瀧兵衛）

御煩念被遊候御様子確乎たる人物出入不仕は往々いか様之御邪魔に相成候儀出來仕候哉も難計宍翁御地御用急速に相濟不申候得は何分にも陸山翁北條と交代は相成不申哉其中 上御上洛被遊候得は麻田翁も御供に上京可有之候得共 勅使御下向島津三郎殿も出府其上今度御内使被爲蒙候に就は不取敢急

に御上洛と申儀合點に入不申候定事
勅使御發與も不知内之御評議と奉恐察候
勅使御着日御承知被遊候上此一條決局迄は必

御發駕は有之間敷乍恐
朝廷にも其思召に
世子君御歸國御暇も容易に御免無之事と奉存候就るは陸山翁上京等は甚
以差急き候事に御坐候爾他格別申上候程之事も無之候先は爲其勿々擱筆
頓首百拜

六月初六

尙々頑姪奥平へ相頼置申候間折々は御鞭策奉願候拜

小五郎

來島又兵衛

拜啓

大島は長
島友之允
口は樋口謙
之亮にて皆
對州藩の人
なり
萩田は長
藩士村田
次郎三郎な
り

御發與前不一方御繁務之折柄嘸々御苦勞之義相願却る奉恐入候得ども些
御手隙に相成候は、暫時にても是非御光來奉待候先は爲其勿々頓首九拜

六月十三

月波樓より

尙々諸君にも左様御傳聲乍失敬奉願候頓首

大島様

萩田

樋口様御直

木下圭

亂筆御推讀

拜啓先以

御兩殿様益御機嫌克被遊御座御互に奉恐悅候將又老臺彌御壯榮奉大賀
候借關東も老越公御所勤後少しは御政事も引立候敷に被窺御承知にも可
有之此度閣老より被差出候御書面に、は近來珍らしく大分名分之事も合
點に入候哉に被存申候尤名のみにて此往實之所被相行不申、は其詮は更

(翠山は近衛忠熙隨樂は鷹司輔繁なり)

に無御座候
 一過る五日 青蓮院宮様御參内七日近衛翠山入道様關白御内意鷹司隨樂入道様にも同日御參内之御沙汰有之候御様子之所御内斷に未御參内無之是は御還俗之御沙汰近衛様御同様有之候處御髪のび兼御冠被爲着候に些と御間まに付暫時之御猶豫御願被爲成候と申事に御座候間逐付御參内と被相窺申候青蓮院宮様も一應御參内のみにて其後は御參内被爲遊候御様子も不奉窺且御歸住之御沙汰も未無之是等之儀十分に徹底不仕之は御周旋之御所詮も無之御幽囚被免候上は速に御登用有之こそ天下之御爲とも被申候何分にも如此肝要之儀は迅速に御運ひ候儀奉仰候
 一御勅使も彌七日には江戸御着之御様子然るに上六日之御發駕と申儀過る四日江戸立之飛脚を以申來甚以不思儀千萬御座候兎も角も勅使御下向に就あは御内勅被爲蒙深く御依頼被思食候折柄如何之御詮議にて御發駕被遊候哉更に合點に入不申候申來居候趣にあは謗詞之御詮と申事

に御座候得ども是は
 御内勅御奉行之跡にあも被爲濟候御事歟と奉考候百萬一謗詞御詮と申儀とのみ名を被爲成候あ
 御上洛被遊直に御歸國之思召どもにあは
 御内勅御奉行之廉相立不申尤此中
 御發駕被遊候に就あは一定之御議論有之候事とは奉存候得ども逐一承知仕候迄甚以掛念千萬にあ御坐候於
 朝廷も此折柄あ
 御上洛よもや謗詞のみの儀には有之間敷と舉あ被思召候由に被相窺申候一御側御用人水野出羽守退役脇坂中務大輔再役等は隨分見事に御坐候水府有志之ものも老越公會津公小諸候にあは板倉脇坂は余程相慕あ居申候麻田翁も笠間邊迄先月下旬微行有志之ものにも面詰あ内願趣も承知候あ歸府之趣實に天下彌正邪之辨相立候得は第一景山公御贈任彦根間部堀田之

(麻田は周布政之助)

輩不蒙嚴譴候は相濟申間敷候
一此已後之御内輪も此なりにては相濟申間敷彌實行と申事に御坐候得
は勢次第戦争も近より候歟も難被圖修飾や宛曲之事のみには何事も實
行は舉り不申候乍恐此度之御周旋も種がわり候事も不申元より
上御思召に毛頭も御相違は無御坐候得ども御文解中之謗詞と申二字も千
載之遺憾に御坐候爾他格別申上候程之儀も無之候其中時下御自愛第一に
奉存候勿々頓首敬白

六月仲三薄暮

小五郎

陸山老臺

陸山は前
田孫右衛
門

一筆致啓達候硝子師西宮留次郎事御暇被下妻子引連江戸へ罷歸候付御關
所手形之義先達得御意候處於其元もケ様之先例無之孰れ御手判を以被
差返之外致方有之間敷由に御留守御小納戸より御留守居所に申出候書

面をも被差越委細致承知彈正殿申達御直書所をも申談候所御手判を以被
差返候節は御諸司代に御召仕女中之唱にして
御書被差出之外致方無之由左候は甚不都合之次第に付左様も難被仰付
依之何程克取計振共は有之間敷哉と御諸司代向をも内々聞繕相成候處
其余取計振無之尤到現場候は御用達之者にも心遣を以内々其向申談
通關相成候様之義は間々有之哉に相聞候付折柄江戸より飛脚として被差
越候地方組直次郎と申者過る十九日江戸被差返候付彼者を以今切田代屋
才兵衛箱根川田覺右衛門に留次郎義妻子一同八月間八月頃可被通其節立
寄通關取計之義申入候は、無支通關相成候様其向申談遂心遣候様重疊申
聞相成候間右様御承知被成此段留次郎に申聞候様御小納戸方に可被成御
授候此段申進候様彈正殿被申付候間越後殿被仰上可被成其御沙汰候恐惶
謹言

六月廿二日

桂 小五郎

中村九郎兵衛
山田宇右衛門

(前田孫右衛門等皆長藩士なり)

前田孫右衛門様
北條瀬兵衛様
福原與三兵衛様
田北太中様
渡邊伊兵衛様
中村文右衛門様

一筆致啓達候此度御内沙汰之旨有之候付御上京被遊候段御願相濟猶又右に付堂上之御方々被御面會之儀御聞届相成候然處於爰元御所向御様子御聞合相成候處未爲何儀に御承知不被爲在由太以御不都合之御事に御座候右は前斷之通於其元御取計相成居候儀に付早速爰元には

(乃美權右衛門は長藩士なり)

可被仰達筋与相考押不_あ及御尋にも候處未御所向には不相貫何歟御案思も被爲在候哉御内用先より被仰聞候趣も有之候へ共今更取計振も無之に付差寄乃美權右衛門を以諸司代座御見切に御所向御承知に相成候様御取計之儀御頼被仰入可然哉之處諸司代も當節御退役町御奉行當分御用取計候付何事も根に入候義御取計相成兼候様子に付いつれ江戸表御窺出に不相成_あは御決定難相成との儀に付前段御頼之義は差止別紙寫三通之通り差出置候間早速其元被仰越候_あ可有之然處都合可被成御承知此度御内沙汰有之段は素より公邊に被仰出候得共別紙御書面御打出に相成候譯に_あも無之に付右御書面通に引合せ候_あ之御取計と時勢之變態も有之旁御整難被成義与被相考候付勿論不及御配慮に候得共前斷之通り御願御聞届等相成候事件爰元不

被仰達段如何様之趣有之候也之御事哉篤与御聞合相成格別趣も無之事にも候は、早速諸司代座に被仰入置候通り相運候様可被成御取計候何も公儀人衆被仰談御都合能様に御配慮之程肝要に存候其内於爰元は御上着之段勸修寺家を以執奏相成

御所向より被爲起堂上方に御面會も被遊候様に御手都合相成可然哉与申合せ向々に及示談置格別御差障可有之義とも不相見定也其筋相運可申哉与被相考候乍爾於其元は前段之御取計方幾曲も御配慮肝要に付公儀人精々被仰合候様に存候左候也御様子も相分り候は、早速被仰越候様御答相待申候此段各様迄可得御意由彈正殿被申付如是に御座候恐惶謹言

七月十日

小五郎

尙々本文事勢變態之次第に付は此度御上京全く殿様より御起り相願被成候御都合に公邊より之御沙汰に無之筋に相成候付其段於其元精々其御向に被仰入

置候儀も有之付於

公儀々京都向之儀は強而御手を不被爲入哉にも可有之歟に被相考候得

共御願御聞届等相濟候事柄丈は

公邊よりも

御所向にも被仰達置候御事哉に被相考候右之次第得与御考合公儀衆被

仰合候様にと存候以上

（此書長藩政府員に贈りたるものなり）

御書面之通り御端書旁御回致承知上總殿申達小幡彦七及示談今朝彦七早速板倉様罷越公用人を以入割逐一申述候處最前御届相成候節只管御聞届に何も不及取扱相心得右に付京都不申越置候處於彼地御不都合相成候は、其段早々可申越由被仰聞候右之次第に付決也差構候御意味有之御沙汰遅延に相成候譯は無之義と相見候定也不遠内其御地に可仰越候此段各様迄及御答候様上總殿被申付如此御座候彈正殿仰上可申被

下候由七月十八日之裏書を以申來候事

○

御投書拜誦諸事不徹底各兄御憤懣御尤之儀に候所何分一時に相舉り兼痛
哭之至に御座候○此度賄賂は聊被取扱候儀一圓承知不仕萬一ケ様之儀有
之候は實に

君上御面目にも相係り此上又候左様之儀有之世間承知仕候は臣子不忍
所に御座候間飽迄も争諫不仕は不相成是等之儀何者より御承知被成候
哉奉伺度候勸修寺家を以

朝廷に御進獻被爲成候儀は御上洛之度々御定格舊來之仕來故何も賄賂と
申譯にも有之間敷と被考申候○彼御書面

世子公迄差出候儀必承知仕候○浦大夫に被差出候書

君前不相達段は誰より御承知被成候哉承知致度其中弟も穿鑿可仕候先
日君側志道長嶺より承知致し候處に

浦大夫は
浦朝貞な
り
志道は志
道間多長嶺
は長嶺内蔵
太にて皆長
藩士なり

毛利は毛
利登人

君上必御承知被遊候と申候故是よ 前十六日朝認相達し候事とのみ相考
居申候昨十六日道太に相尋候處不達筈は無之早速詮議可仕と申候乍然昨
夜之御書面には未達之趣實に不相濟事に御座候○先頃弟迄被差越候書
は毛利を以先達

世子公に差出申候○書生之交決る弟擁敬致し候譯は無之交候得ははこそ
内輪之是非も自ら相知れ申候乍然弟全其任に當り候心得に申候儀には
無頭無之候得共會る兄にも相話し候通薩にも藤井本多おもに堂上方之事
は相任じ居候事に付於御内輪も右様之都合と相成候得はよろしく多少言
語相違も有之其より彼是之説相立候も不面白と存候尤其は必書生を交ら
せぬと申儀には無之只御主意之相貫き候には堂上方薩等罷出候には幾
口よりも申さぬ方よろしきと相考候已に御座候

○雅樂結局未相運ひ不申元より度々論辨仕候得とも迅速に徹底不致苦心
痛哭然其とて格別延引に相成候は實に世上に顔色も無之次第何分にも

藤井は藤
井良節本多
は本多彌右
衛門にて薩
摩藩の人な
り

雅樂は長
井雅樂